

建国期のイスラエル内閣閣議事録
史料紹介と予備的考察（一）
——『人民執行部 議事録 1948年4月18日～5月13日』
に見る統治権力確立過程とアラブ問題——

森 まり子

目次

はじめに——イスラエル建国史研究における閣議事録の意義——

1. 史料の構成・性格と背景

- (1) 建国期の閣議事録の構成・性格と『人民執行部 議事録』の位置づけ
- (2) 本議事録の時代的・政治的背景

2. 史料紹介——『人民執行部 議事録』の概要——

- (1) 1948年4月18日
- (2) 1948年4月21日
- (3) 1948年4月25日
- (4) 1948年4月26日
- (5) 1948年5月3日
 - ①防衛問題の扱い ②資金問題 ③人民評議会のセッション
 - ④エルサレム問題 ⑤地方統治 ⑥官僚 ⑦その他 〈付録〉
- (6) 1948年5月4日
- (7) 1948年5月5日朝
- (8) 1948年5月5日夕

(9) 1948年5月12日朝

- ①アグダト・イスラエルを人民執行部に参加させる件
- ②アブドゥッラー（トランスヨルダン王）との会見についてのメイルソンの報告
- ③シェルトクの報告
- ④ヤディン作戦部長・ハレル諜報司令官の報告と、停戦についての話し合い

(10) 1948年5月12日夕

- ①エルサレムにおける停戦 ②建国宣言 ③国防相ポスト ④国名の決定

(11) 1948年5月13日

- ①状況の概観 ②〔建国〕宣言草案についての話し合い
- ③シュコルニク〔エシュコル〕とガリリの手紙 ④政治的情報
- ⑤国家基本法——声明 ⑥〔建国〕宣言の日の手順

3. 予備的考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

- (1) 統治権力と諸制度の確立
- (2) 安保理の停戦決議をめぐる方針
- (3) 建国宣言
- (4) アラブ問題——上記(1)～(3)を背景として——
 - ①ハイファ視察に関するシトリトの報告（1948年5月3日）
 - ②残留アラブ人の処遇
 - ③トランスヨルダンとの関係
 - ④アラブ帰還問題
 - ⑤建国宣言のシェルトク草案

終わりに——本議事録に見るアラブ問題の諸相と、思想史及び政治学を統合する方法論の可能性——

はじめに——イスラエル建国史研究における閣議事録の意義——

本稿は、イスラエル建国史研究の基本的な政治史料の一つである閣議事録（イスラエル国立文書館蔵、ヘブライ語）の中の『人民執行部 議事録 1948年4月18日～5月13日』（全130ページ、以下「本議事録」）の内容を紹介した上で、主要論点、特にアラブ問題（アラブ諸国及びパレスチナのアラブ人との関係の問題）に関する予備的考察を加えるものであり、建国史を従来の研究への批判的立場から再検討するための基礎作業の第一弾たることを意図している⁽¹⁾。ここではまず、本議事録を含む建国期（1948～1949年）の閣議事録に改めて注目することの意義について、研究史に関する巨視的な観点から述べたい。

1948年のイスラエル建国は周知のようにパレスチナ・アラブ⁽²⁾難民の発生（アラビア語で「アン＝ナクバ」）と分かちがたく結び付いており、閲覧が解禁された建国前後の史料⁽³⁾を用いた研究が発表され始めた1980年代後半以降、イスラエル政府（及びその前身であるユダヤ機関執行部）がアラブ人追放政策を持っていたかどうか論争の焦点となった。イスラエル社会全体を巻き込んだこの歴史論争の詳細な経緯⁽⁴⁾は割愛し、本稿の関心に直結する形で見解の対立点を簡単に整理すると、アラブ人追放政策については二つの立場に分かれたと言ってよいだろう。一つはベニー・モーリス（以下「前者」）の見解であり、追放の事例は確かにあったが概して戦争の結果であり、以前から考慮された体系的な追放政策に基づくものではなかったとする⁽⁵⁾。もう一つはイラン・パペヤパレスチナ人の歴史家ヌール・マサルハ、ワリード・ハーリディーら（以下「後者」）の見解であり、追放は、建国以前からシオニズムに内在していた分離・排除思考の必然的な帰結としての「追放政策」に由来していたとする⁽⁶⁾。前者が戦争という状況に由来する偶発性を強調するのに対し、後者はシオニズムとの思想的関連性を重視した決定論的アプローチをとっていると言えよう。

両者⁽⁷⁾とも、新たに公開された諸史料に基づいて、従来公には認められてこなかった追放の諸事例を明らかにした故に「新しい歴史家」と呼ばれたが、両者が新史料から導き出したそれらの事例の解釈はかくも異なっていたのである。

「新しい歴史家」の間でのこのような論争には、現実のパレスチナ紛争におけるイスラエルの立場や、難民発生に対する同国の倫理的責任をめぐる思想的衝突という、学問領域を超えた政治性がつきまっていた。そしてその政治性は、学問的方法論において両者が皮肉にも共有する一つの大きな瑕疵を生み出したと考えられる。それは史料を選択的に読み、時には恣意的に解釈して（解釈者がその恣意性に気付いていないこともある）、自らの思想的前提や政治的立場に合致しない要素や側面を暗黙裡に考察の対象から外すという瑕疵である。一方、建国史論争が平行線をたどる「政治」以外の原因は、両者が実は同一事象の別々の側面を見ていることにありと私は考えている。以下ではその事を、「『狂気』の枠組みの中の合理性」モデルと仮に名付けたモデルによって視覚的に把握してみたい。

ここで言う「狂気」は、「通常の状態におかれた人の大部分が個人としては反対するか抵抗感を覚えると考えられる、正当な理由なく一般市民を暴力的に圧迫したりその生命や財産を奪うなど著しく非倫理的な面を伴う政府・官憲・組織などの行為を、集団の一員となると是認または傍観することを容易にする社会全体の風潮や集団的な精神状態」と定義しておく⁽⁸⁾。このような意味での「狂気」としては、極度に排外的な様相を帯びたナショナリズム、人種差別主義、極端な男女差別主義、政治的少数派を弾圧する思想としての全体主義などが考えられる。このモデルは、そのような「狂気」の側面を持つ思想的枠組みが政治や社会の前提として存在していたとしても、その枠組み内部ではそれなりの合理的決定過程が存在している事例を観察するのに役立つかも知れない。例えば、イスラエルが建国によって大量に難民化したアラブ人を結局帰還させず、国家のユダヤ化を実質的に推し進めた背景に、純粋なユダヤ人国家を求め

るシオニズムという思想的枠組みが存在したことは否定できない。しかしその枠組みが外部者、特に被害者となったアラブ人から見て「狂気」の側面を帯びる場合がある一方、難民の帰還阻止という政策の選択は、具体的な経緯を観察するなら全局面においてシオニズムに依拠したと断ずることはできず、それとは直接の関係がない一定の合理性を持つ政治過程を経ている可能性も除外できない。つまり枠組みに「狂気」の要素があったとしても、枠組み内部に目を転じると、そこにはある程度正常で合理的なプロセスが独立して生起している可能性があるのである。そして関係する社会の人々は、一定の合理的プロセスが目前にある場合、その社会で支配的な思想的枠組み自体の自明性をわざわざ疑ったり、別の枠組みの選択肢を探したりすることは少ない。他の選択肢に気付くのはその社会の疎外された少数派や外部者、あるいは後世の観察者であることが多いであろう⁽⁹⁾。

枠組みの「狂気性」と枠組み内部の「合理性」が連動する絶対的な必然性を持たず、両立可能で、別個に観察し得るという想定に基づくこのモデルに沿って考えると、前述の建国史論争では、モーリスの本質的な関心が枠組みの「狂気性」にではなく、枠組み内部の政治過程の詳細とその「合理性」にあるのに対して、パペらは枠組み自体の成立過程と「狂気性」を鋭く問う一方で、枠組み内部の政治過程の「合理性」や複雑さへの本質的関心を欠いている、と大まかに特徴づけられるのではないか⁽¹⁰⁾。すなわち両者の議論は、1948年の建国と難民発生という同一事象を扱っているにもかかわらず、枠組みとその内部のいずれに主要な関心を向けるかという点がほぼ逆であり、それ故に平行線をたどっているのである。両者の議論に接点を与えるためには、「狂気」を伴った思想的枠組みと、その内部の一定の合理性を持った現実の政治過程を一旦切り離した上で、両方に等しく着目する社会科学的分析が不可欠である。この二つの切り離しと別個の分析を経ないなら、イデオロギーと政治の関係を問うための基礎的データが得られず、追放政策はあったか否かという曖昧で政治的・

感情的側面も帯びる不毛な議論が続く事になるだろう。

以上のような研究史とその問題点を踏まえると、建国期の閣議議事録は、閣内で意外なほど率直で多様な議論が行われ、連立政権の政治力学の中で合理的かつ複雑な集団的意志決定過程が存在した事を示している点で、改めて検討される意義を持つと私は考える⁽¹¹⁾。例えば本稿で扱う時期とその少し先までを含む1948年4月～6月末の短期間のみを取り上げても、バベラの著作が前提とする「追放政策」に直結するコンセンサスは見出せない一方、体系的な「追放政策」はなかったというモーリスの結論が解釈によっては揺らぎかねない箇所（6月半ば）にも遭遇するというように、閣議で表明される見解は多様かつ複雑で慎重な検討を要する。建国期の閣議議事録から少なくとも浮かび上がるのは、第二次大戦後の流動的な国際情勢や第一次中東戦争（「独立戦争」）の勃発と終結を背景に、今後の国のあり方や針路について多様な議論がなされたという大構図であり、パレスチナ・アラブ人の問題はその構図の中でむしろ副次的に位置づけられていた事実である。本議事録で言えば、人民執行部（事実上の内閣）の最大の優先事項は、統治権力と諸制度の確立・国連安全保障理事会の停戦決議をめぐる方針・建国宣言の三点であり、パレスチナ・アラブ人の問題はあくまでも付随する問題として扱われている。このような本議事録を含めて建国期の閣議議事録は、パレスチナ・アラブ人に対する政策がイスラエルにとって持った意味とその政策決定の文脈を、内閣のその時々々の優先事項という大構図の中に相対的に位置づける基礎作業を可能にする政治史料なのである。

1. 史料の構成・性格と背景

史料紹介に入る前に、史料の構成・性格と背景を見ておく。

(1) 建国期の閣議議事録の構成・性格と『人民執行部 議事録』の位置づけ

建国期のイスラエル内閣閣議事録は次の三つの部分に分類される。

ア) 『人民執行部 議事録 1948年4月18日～5月13日』

(1948 מנהלת-העמ — פרוטוקולים, 18 באפריל-13 במאי 1948)

1948年4月18日～5月13日, 全1巻 (本稿では「本議事録」と略記)

イ) i) 『暫定政府会合議事録』 (תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית)

1948年5月16日～1949年3月6日, 全19巻

ii) 『候補である政府の会合の議事録』 (תרשומת ישיבות הממשלה המועמדת)

1949年3月3日～3月7日, 全1巻

ウ) 『初代政府会合議事録』 (תרשומת ישיבות הממשלה הראשונה)

1949～1950年の初代内閣の閣議事録は1949年3月10日～3月20日を扱う巻に始まり, 以下同様に続く (その後は歴代内閣の議事録が続く)。

本稿は, このうちア) を分析の対象とする。ここで三つの部分について簡単に説明したい。

イギリス委任統治終了と共にイスラエル建国宣言が発せられる1948年5月14日の約1か月前に, 事実上の内閣である「人民執行部」(מנהלת העמ) が成立していた。その議事録がア) である。建国宣言がなされると, 人民執行部は「暫定政府」(הממשלה הזמנית) と名称を変える。「暫定」の語が付けられているのは, ユダヤ機関執行部を母体に内閣が構成されたため, 総選挙を経て選出された正式な内閣ではないからである。その暫定政府の議事録がイ) i) であり, 1949年3月の総選挙直前までをカバーしている。イ) ii) は選挙直前の閣僚候補者で構成された仮の内閣の議事録であり, イ) i) の最終巻と時期的にやや重複している。ウ) は選挙を経て正式に成立した初代内閣の議事録である。かくして建国後約10か月存続した暫定政府は, 1949年3月の総選挙をもって役割を終えたのであった。

次に史料の性格について一言すると、史料全体が完全な形で公開されているわけではない点に注意しなければならない。閣議議事録においてはアラブ・軍事関連の機密事項が含まれると推測される発言部分や、時には議題の項目自体が削除されており（削除部分は点線で示されている）、削除が数ページにわたっている箇所もある⁽¹²⁾。従って例えば、閣議議事録の公開部分に「追放政策」に関連する箇所が見当たらなくても、そのような政策の有無について安易に断定することはできない。

(2) 本議事録の時代的・政治的背景

ここでは、本議事録がカバーする1948年4月18日～5月13日という期間の背景を概観する。

軍事情勢を概観すると、1947年11月29日の国連パレスチナ分割決議（以下「国連分割決議」）直後、パレスチナではこれを受諾したユダヤ側とこれに反対したアラブ側の衝突⁽¹³⁾が起こり、1947年12月から1948年5月半ばの建国までの約半年間においては委任統治が継続しているにもかかわらずパレスチナは内戦状態に陥った。特に1948年4～5月にはパレスチナの主要なアラブの都市や村々がハガナーなどの軍事的攻勢により次々と陥落し、大量の難民が発生した。主な展開を挙げると、まず4月前半にはテルアヴィヴ＝エルサレム道沿いのアラブ村の掌握を伴ったナハション作戦（4月6～15日）が展開する中、4月9日にはデイル・ヤシン（ダイル・ヤースィーン）村事件が起き、この時のアラブ村民虐殺の風聞が4月後半以降のアラブ都市・農村からの人々の脱出に大きな影響を与えたとされる。その後、ユダヤ側の軍事力によりティベリアス（4月16～17日）、ハイファ（4月22日にハガナーの猛攻撃により住民が逃亡、5月13日に降伏）、ヤッフォ（4月25日にイルグンが猛攻撃、ハガナーも4月27日～5月5日に郊外を攻撃）、サファド（5月9～10日）、バイサン（5月10～15日）が陥落している。一方、ユダヤ側も人的損害を免れ

なかった。食糧補給路を絶たれるなどエルサレム攻防戦は深刻さを増し、エツィオン・ブロック⁽¹⁴⁾のユダヤ人諸入植地はアラブ軍団・アラブ解放軍・地元民兵の激しい攻撃を受けて多くの犠牲者を出した末に陥落した（5月13日⁽¹⁵⁾）。

他方、1948年4月16日には人民執行部（後に暫定政府となる）のメンバーが発表され、4月18日にはテルアヴィヴで人民執行部の初の非公式会合が開かれた⁽¹⁶⁾。人民執行部は以下のメンバーの下でパレスチナの軍事情勢に対応する一方、官僚機構や法制度の整備など建国の準備を着々と進めた（名前は名字のアレフベイト順に記し、所属政党を括弧で付記する）。

ダヴィド・ベングリオン・・・首相兼国防相（マパイ⁽¹⁷⁾）

モルデハイ・ベントヴ・・・労働相（マバム⁽¹⁸⁾）

ペレツ・ベルンシュタイン・・・通商産業相（一般シオニスト党⁽¹⁹⁾）

イツハク・グリェンバウム⁽²⁰⁾・・・内務相（一般シオニスト党）

（ラビ）イツハク・メイル・レヴィン⁽²¹⁾・・・社会福祉相（アグダト・イスラエル⁽²²⁾）

（ラビ）イエフダ・フィシュマン・・・宗教相（ミズラヒ⁽²³⁾）

アハロン・ツイスリング⁽²⁴⁾・・・農業相（マバム）

エリエゼル・カプラン・・・大蔵相（マパイ）

ピンハス・フェリックス・ローゼンブルート⁽²⁵⁾（後にローゼンと改名）・・・法務相（進歩党⁽²⁶⁾）

ダヴィド・レメズ・・・運輸相（マパイ）

ベホル・シトリト⁽²⁷⁾・・・警察・監獄・アラブ担当相⁽²⁸⁾（スファラディーム党）

（ラビ）モシェー・シャピラ・・・移民・保健相（ハゾエル・ハミズラヒ⁽²⁹⁾）

モシェー・シェルトク（後にシャレットと改名）・・・外相（マパイ）

この人事で注目すべきは、この時期に始まるベングリオンによる首相と国防相の兼任が建国直後の政軍関係に大きな影響を及ぼす事になった点である。こ

の兼任は、首相が国防相を監督しその行きすぎを抑えることを不可能にしたため、軍の意向がより強く反映されやすい内閣の体質につながったと言えるかも知れない。また外相に内定していたシェルトクは、本議事録のカバーする期間の大半を国連対策のためにニューヨークに滞在していたため、建国直前の1948年5月12日から漸く本議事録に登場する。シェルトクに課されていたのは、特に国連安全保障理事会（以下「安保理」、本部はレイク・サクセス⁽³⁰⁾）の動きに即応するという任務であった。また閣議にはゼエヴ・シャレフが秘書官として、議論には加わらないものの出席している。

閣内構成全体を見ると、主要閣僚である首相・国防相・外相・蔵相のポストはマバイの三指導者によって占められ、マバイ閣僚は全部で4人である。それに、マバイより左寄りのマパムの2人、中道（一般シオニスト党と進歩党）の3人、宗教政党の3人、スファラディーム党の1人を加えた連立政権となっている。アラブ問題への立場を軸にこの構成を見ると、ベングリオン以外のマバイの3人（シェルトク、カプラン、レメズ）、進歩党のローゼンブルート、ハポエル・ハミズラヒのシャピラ、スファラディーム党のシトリトは穏健派と目されていた⁽³¹⁾。マパムのツイスリングは全般的に「行動派」と目されるが、マパム自体がアラブ問題にアンビヴァレントであり、アラブへの配慮を折々に示すツイスリングの発言にはその矛盾が垣間見える。いずれにせよ、ざっと数えても人民執行部の半数が穏健派と目される人々で占められていたのであり、ベングリオンの急進的な対アラブ路線が容易には支持されない閣内構造になっていたと言えよう。但し注意すべきであると思われるのは、閣内の穏健派・行動派の力学のみで対アラブ政策が決定されたのではない点である。連立諸政党の合議の意味合いも持つ閣議では、マバイとマパムの競合などの政党間力学が閣僚個人の見解の率直な表明を時に妨げた面も考慮するべきであろう。特に、党内の不協和音を他党の代表者の前で表面化させることは通常避けられたと見るべきである。

このほか、人民評議会（מועצת העם、後に暫定国家評議会となる）が議会に相当する機関として設けられており、内閣に相当する人民執行部が「閣議」でその召集を決定することになっていた。

最後に、当時の国際情勢を必要な限りで振り返っておきたい。

1948年3月にアメリカは国連分割決議から正式に手を引き始め、安保理にパレスチナに対する信託統治を提案した⁽³²⁾。この政策転換自体はトルーマン政権を取り巻くアラビストの存在感を考えると驚くべきことではなかったが、長期的にはユダヤ側に大きな亀裂を生んだ。確かに短期的には信託統治案はそれに対するユダヤ側の反対を結集させたが、国連分割決議に基本的には忠実でありたいと考える穏健派と、これを機に決議を考慮せずフリーハンドを持ちたいと考える急進派を究極的に分裂させたのである。急進派を率いるベングリオンは『独立戦争日記』にこう記している。「・・・ユダヤ人国家の樹立は1947年11月の国連決議に依存するのではなく・・・勝利を収める我々の能力にかかっている⁽³³⁾。」

1948年4月17日に安保理はアメリカの提出した停戦決議案を採択し、4月20日にアメリカは国連に信託統治計画を提出した。ニューヨークのシェルトクは当初、国家樹立を遅らせるという理由で停戦に反対していたが、4月9日のデイル・ヤシン事件後に態度を変える。事件に衝撃を受けた彼は、「停戦がユダヤ人国家の樹立を阻害しないこと」と「武器輸入・アリエー⁽³⁴⁾の継続」の二点を条件として、「破壊と流血を終わらせるために」停戦に同意する、と安保理に伝える。一方、彼はアラブが小休止している限り軍事行動を控えるようベングリオンに警告するが、ベングリオンの答えは曖昧であった。「アラブが休戦するなら、我々も同様に行動するだろう・・・これは提案された停戦条件の受け入れを意味するわけではない⁽³⁵⁾」。しかしベングリオンとシェルトクのこのような温度差は、両者共に出席した建国直前の閣議では殆ど表面化していない。本議事録を読む際には、二人が見解の違いを公には表面化させなかつ

た事実に注目すべきであろう。

建国直前まで、シェルトクはアラブ諸国が侵攻する前に包括的和平案をアラブ側と大国に提案する可能性を考慮していた。5月15日までにアラブとの合意が発効しないなら、予定通り国家を宣言すべきであるというのが彼の結論であった。彼は5月15日までにパレスチナに帰国すべきかどうかベングリオンに尋ねたが、シェルトクの対外的譲歩を恐れたベングリオンは即時帰国を指示した⁽³⁶⁾。かくしてシェルトクは5月8日にマーシャル國務長官と会談した後、帰国の途についたのである。

2. 史料紹介——『人民執行部 議事録』の概要——

1で概観した背景を踏まえつつ本議事録の概要を紹介する。3に関係する部分を中心に抄訳を掲げ、その他については紙幅の関係により主要議題の提示と重要事項の要約にとどめる⁽³⁷⁾。

(1) 1948年4月18日(欠席者⁽³⁸⁾:シェルトク, グリュンバウム)

人民執行部とヴァアド・レウミ⁽³⁹⁾の役割分担, 及び人民執行部内の役割分担(閣僚ポストの割り当て)が討議された。人民執行部内に防衛・戦争の問題に専念する委員会が設けられる。

(2) 1948年4月21日(欠席者:ベングリオン, シェルトク, カプラン, グリュンバウム, フィシュマン, シャピラ)

人民執行部へのアグダト・イスラエル(代表はレヴィン)の参加が報告される。

(3) 1948年4月25日(欠席者:ベングリオン, シェルトク, カプラン, グリュンバウム, フィシュマン, シャピラ)

ベントヴは人民執行部と人民評議会の関係の明確化が必要であるとした。基本的には前者が執行機関、後者が立法機関であるが、非常時に立法を行う広範な権限を前者に確保する旨を提案する。ローゼンブルートが両者の関係についての提案を作成する事になった。

シャレフが軍当局と文民当局の関係を規定する必要性を指摘する。これを受けてベントヴは、征服した地域における政策は文民的であり、人民執行部で話し合う必要があるとした。従って次回の閣議の議題には軍と文民当局の関係、及び征服地における政策の諸問題が含まれることになった。

移民問題はシオニスト執行部の予算委員会が扱っており、人民執行部には属さない事が確認された。

(4) 1948年4月26日（欠席者：シェルトク、カプラン、グリェンバウム、フィシュマン、シャピラ）

ベングリオンは「我々は戦争の第二段階の終わり、第三段階の前夜にいる」とし、アラブが戦闘から離脱するどころか大軍を侵攻させる可能性を指摘し、前日の高等弁務官との会見内容を報告する。

更にベングリオンはシェルトクからの電報を紹介し、国連の停戦案については、我々はアラブ側が停戦するなら停戦の用意があり、移動の自由と聖地への自由なアクセスを条件とすると述べている。またアラブ軍団がガザ・ヘブロン・エルサレム・トランスヨルダンを結ぶ線に小さからぬ兵力を結集させており、彼らが5月15日まで待つかどうかは明らかでないとした。

閣僚ポストについては最終案に近づいた。シトリトが警察・監獄・アラブを担当することになり、教育・文化・保健・社会保障はヴァアド・レウミに残された。ベングリオンは国防相との兼任についてはまだ答えられないとし、目下ユダヤ機関の代表として防衛を担当していると述べている。

国名の決定のための委員会を選出する。レメズとシトリトは人民評議会に

「イスラエル」という国名を持ち込むよう提案する。

イツハク・ガリリ（臨時参加）は、ベエル・シェヴァにアラブ軍団とエジプト兵の一部が到着するなど各戦線の切迫した状況を報告した。必要な兵力を補うために、子供のいる35才までの既婚者の動員を防衛委員会に提案するだろう、と述べる。

人民評議会の議題が承認され、何も公表しないという条件で新聞各社1名ずつの記者を招くことになった。各セッションは非公開で、内容については声明が発表される。人民評議会は月1～2回開催、今回は2週間後と決定された。最後にシャレフが軍当局と文民当局の権限の分割などを提起するが、これらについては火曜日[5月4日]の会議でグリェンバウムとシャピラにも出席を要請して話し合う事になった。

(5) 1948年5月3日（欠席者：シェルトク、カプラン、グリェンバウム、フィシュマン、シャピラ）

①防衛問題の扱い：ベングリオンは人民執行部が防衛事項を秩序立てられるようになるまで自分がユダヤ機関執行部を代表して防衛を担うだろう、しかし防衛事項は人民執行部の権限内にあり、欲すればいつでも人民執行部に委ねられるだろう、と述べた。ローゼンブルートは国防相ポストについては人民評議会セッションの前に話し合っておくことが不可欠であるとした。ツイスリングは、人民執行部が創設以来防衛に責任を持っていたことは明らかであり、それは全ての任務が即時に人民執行部に移るというシオニスト行動委員会の決定に従ったものである、と述べた。

②資金問題：イギリスが撤退するまでの税の徴収に関する合意の成立が報告された。

③人民評議会のセッション

④エルサレム問題：レイク・サクセスでこの問題が決定されるまで議論を延期

することになった。

⑤地方統治

⑥官僚：シャレフは5月15日以降、官僚を部署から部署へ異動させるかなどの問題を調整する委員会を任命する必要があるとした。ローゼンブルートが委員会を任命することになった。

⑦その他：シトリトは本日のハイファでのアラブ人との会合について報告した。それによるとアラブ人は、アラブ地区を警備するアラブ人・ユダヤ人合同の100人の警備員を任命することを提案した。アラブ人たちは帰って生活を平常通りに戻したいにもかかわらず、武装したハガナー隊員があらゆる通りにいるため恐れており、ハイファから脱出し続けている。シトリトは全ての対アラブ行動が彼の省と連絡を取った上で行われるよう要求した。ベントヴはシトリトがアラブ民間人を扱う計画を準備し、人民評議会の討論にかけることを提案した。

〈付録⁽⁴⁰⁾〉 人民評議会と人民執行部の仕事の土台をおくことに関する人民評議会決議の修正案 [28] /並びにシオニスト行動委員会は、1948年4月12日に開かれたセッションで次のように決議した [28～29] /それ故、人民評議会は以下のように決議する [29～30] /人民評議会決議案 人民評議会声明第1号 [31] /シトリト氏の言葉（1948年5月3日）[シトリトのハイファに関する報告文書, 32]

(6) 1948年5月4日（欠席者：シェルトク、カプラン、グリェンバウム、フィシュマン、シャピラ）

(7) 1948年5月5日朝（欠席者：シェルトク、カプラン、ベルンシュタイン、グリェンバウム、フィシュマン、シャピラ）

(8) 1948年5月5日夕（欠席者：シェルトク、カプラン、ベルンシュタイン、グリェンバウム、フィシュマン）

エルサレムから帰って来たシャピラによると、フィシュマンらエルサレムにいる人民執行部のメンバーは、彼らがテルアヴィヴに到着して話し合いに参加できた後初めて閣僚ポストの割り当てを行うことを要求しているため、彼らを早急にエルサレムに連れて来る必要がある。

(9) 1948年5月12日朝（欠席者：グリェンバウム、フィシュマン⁽⁴¹⁾）

①アグダト・イスラエルを人民執行部に参加させる件 [38～39]

②アブドゥッラー（トランスヨルダン王）との会見についてのマイルソン⁽⁴²⁾の報告 [40～44]

③シェルトクの報告⁽⁴³⁾

シェルトク 最近のアメリカ政府の政策変化 [国連分割決議の内容からの後退と信託統治提案] の背後には、対ソ関係の顕著な悪化などがある。国務省のユダヤ人国家への反対は、ソ連の前に楔を打ち込み、石油を手中に収めるアラブ諸国を動員するという意志に由来している [46]。我々としては、アメリカの根本的な路線が信託統治であり、中間段階として停戦を提案しているのだと想定するあらゆる根拠を持っている。停戦 [の政治的含意] はこの日付 [1948年5月15日] における独立国家の樹立をユダヤ人が放棄する事であり、エレッツ・イスラエル⁽⁴⁴⁾ 全域あるいはどんな領域であれ、そこにおける独立国家をアラブが宣言する事を放棄する事でもある。停戦がなければ5月15日に独立国家宣言をする事になるからだ [48]。

マーシャル国務長官ら [との会談から分かるの] は、独立宣言は災いをもたらすであろうから阻止せねばならないと考えている [ことである]。しかし [表向きは] 独立宣言の阻止ではなく、停戦に至らねばならないという事が語られた [48]。彼らは安保理を通じてこれを行おうとし、かくして [停戦に関する]

安保理決議が採択された。私は停戦決議を否定せずに、しかし全ての点が我々に適合しない限り受諾しないという前提で、停戦問題とアリヤー問題⁽⁴⁵⁾を切り離し、我々が停戦に同意する条件を通告したのである [49]。

アメリカ側には「我々の欲しない戦争を、ユダヤ人が我々のドルで行うことは許さない」という立場があり [49]、停戦に至らなかったら、アメリカは双方への制裁を安保理決議によって課すなどのあらゆる手段を辞さないだろうという脅しも耳に入ってきた [49～50]。

[停戦に関する安保理決議の最終文面（全14条）とシェルトクの逐一の解説は省略。50～53]

アメリカにいる同僚の大半がこの案に反対だったので私にとっては易しからぬ日々があったが、軍事的危険性に直面して停戦の長所が決定的なら、これについてはエレッツ・イスラエルで決める必要がある。つまり侵攻の恐れが大きいなら、その地 [エレッツ・イスラエル] でこれについて決めねばならない。恐らく我々はこの問題において、彼ら [アラブ諸国] と合意に達する何らかの方法を探す必要がある。侵攻の危険を防ぐために、停戦期間を準備に利用するために、我々とアメリカ政府の関係を危うくしないために [53]。

私が発つ前のニューヨークでのその件のあるがままの状態を報告すると、情報を総合すれば、侵攻は今その地 [エレッツ・イスラエル] で見えるよりはるかに深刻でないように見えた。アラブ軍団が戦争に出るかどうかが、アラブ諸国が正規軍を送る用意があるかどうかを疑う必要があった [54～55]。この事を扱っている人々はその間に、神経戦においてユダヤ人の立場を弱め、ユダヤ人の戦線に亀裂を生じさせるべくあらゆる事をした。彼らは例えば、私がこの事に同意したという噂を広めた⁽⁴⁶⁾。私はこの件についてすぐに手紙を書いた。・・・ [55]

[マーシャルとの会談の報告部分は省略 55～56]

我々には、自分たちが踏もうとしているステップをいかに定式化するかという大変深刻な問題がある。我々は国連決議の精神だけを守るのか、それともで

きる限りその枠組みをも守るのか。委任統治の終了と統治権力の撤退によってつくられる物理的空白を我々が埋めようと期待するのと同様に、国連諸機関（安保理など）の側での決議の不履行によってつくられる法的空白を埋めねばならない事は明らかである。・・・我々は既に、国連は何もしないだろうと前もって想定している——もしそうなら、我々は今、10月1日に指定されていた事〔建国宣言〕を行うだろう。もっと慎重なやり方をとることも可能だ。実際、国連の計画によれば、5月15日にいかなる変化も起こしてはいけなかった。4月1日に暫定統治評議会を開設せねばならなかった。8月1日に撤退の終了、10月1日に独立宣言だ。しかし我々はこの件を無理に進めていると今言うことができる。私には次のように思われるのである。もしユダヤ人国家の暫定政府を我々が宣言する方法を見つけることができるなら、明らかに、その事が意味するのはエレット・イスラエルに独立国家があるという事であり、今日から独立主権国家が存在すると明示的に我々が言わずに済むわけで、この方がより賢明なステップであり得よう。我々が国連決議を蔑ろにして支配権を手中に収めたという主張にここで口実を与えないために⁽⁴⁷⁾ [57]。

ベングリオンは「時は燃えている」とし、二つの理由を挙げた。一つはいつでもあり得る侵攻の危険であり、既に起きているアラブ軍団のエツィオン・ブロック攻撃は「行動を要する危険な侵攻」である。二つ目の理由は5月14日という日付である [57～58]。・・・

〔その後のカプラン、シェルトク、ベントヴらの発言は省略〕

シャピラは「侵攻」の項目について、参謀本部の代表者の参加を得て話し合うことを提案した。その参謀本部代表者の報告を受けて、侵攻の危険とそれに向けての準備について話し合うことが決定された [60]。

カプランはエルサレムにおける停戦に関する様々な提案（アラブ人の帰還、村々におけるアラブ人の残留、全ての街区を現状前に戻すこと等を含めて）が

あることを報告し [60]、メイルソンは「旧市街や道において我々が何を欲しているのかを決めねばならない。征服された場所の返還の問題についての我々の意見がどのようなものであるのかを [決めねばならない]」と発言した。これに対しベングリオンは、まず侵攻について、その後にエルサレムについて話し合うことを提案した [61]。

④ヤディン作戦部長・ハレル諜報司令官の報告と、停戦についての話し合い
イガル・ヤディン⁽⁴⁸⁾・・・[62]。

エルサレム道での状況は次のようである。そこには山間地域に道の困難な部分が一箇所ある。我々の基地から遠く我々の手中になく、そこを・・・征服する必要があるが、それは易しからぬ戦闘だ。・・・エツィオン・ブロックでは状況はよくない。より正確には状況は最も深刻と言ってよい。彼らはアラブ軍団に攻撃されている。・・・そこには決定的な組織崩壊がある。・・・彼らは私に要請してきた。援軍を送るか撤退のための心配をしてくれ、さもなければ——デイル・ヤスィンになるだろう、と・・・⁽⁴⁹⁾[63] [省略 63～64]

侵攻があるかないかという問題には私は立ち入らない。我々は常に、侵攻はあるだろうという想定から話し合っている。我々の情報に基づいて、この事が確実であると想定する必要がある。侵攻に向けての我々の準備は簡単だ。我々の持てる兵力と武器の全てを、最初の戦闘で戦場となりそうな場所に集中させねばならない。・・・[64] [省略 64～66]

ベングリオン 彼らの兵力がこの間大きくなるとしたら、あなたは我々の立場をどのように評価するか [66]。

ヤディン この時点での装備・武器を含めた近隣諸国の正規軍兵力には優越面がある。しかし・・・純粋に軍事的な考慮をするだけではあり得ない。なぜなら・・・我々の側の兵士の士気と能力、我々の計画と戦略が、兵力を上回ることに成功するだろうという考慮はある [からだ]。・・・ただ客観的には、疑いなく彼らは現時点で非常に優越している [66]。・・・我々の空軍力は敵の

空軍力と比べるなら、全く比較に値しない。なぜなら我々の空軍力は存在しないからだ [67]。・・・私が・・・慎重でありたいければ、勝機はかなりの程度五分五分だと現時点で言えるだろう。・・・[67]

1か半月前に私はここにいる人々の一部と話したが、私は非常に悲観的で、軍事的観点からは十分に慎重にならねばならないと言った。・・・語るのも苦々しいが、人々の士気が大部分において高くないのである。この事は充分考慮に入れねばならない。・・・[67] [省略67～68]

ローゼンブルート もし我々が海外から武器を持ち込むことなく現地生産によって多くの武器を付加できると想定すると、軍事的観点から我々は3か月の停戦に関心があるか [68]。

イセル・ハレル⁽⁵⁰⁾ 我々と近隣諸国の正規軍兵力との戦闘に関する問題の中には、距離の克服、機甲部隊の克服という二つの問題がある [68]。・・・もしアブドゥッラー軍（アラブ軍団）かエジプト部隊が・・・諸共同体を攻撃する事を選んだとしたら、・・・これは我々を最も深刻な問題に直面させるのであり、その克服は次の三つの手段の結果となり得よう [68]。[A] 一つの手段は我々が持っている以上に強大な空軍。・・・[68～69] B) 我々の権限内にもある銃の増加。ここでも問題は時間と距離の克服である。・・・考慮に入れざるを得ない一つの要因は諸部隊の疲労という要因である、とも付け加えたい。例えば、エルサレム・ラインで行動している二部隊は脅威的なほど疲労している。・・・彼らは休息を大変必要としている。・・・これは既に、大変大変切迫した状況だ。今しがた私は、山地の全ての高台も爆撃されているという電話での情報を受け取った [69]。C) 2kmの射程で行動する銃撃用重車両 [69]。・・・武器の観点からは7～10日以内に我々の状況は変わるだろうと私は見積もっている。・・・[70]

ベングリオン ここで質問しよう。この状況で3か月の停戦は我々にとって適切ではないだろうか [70]。

ヤディン これは、それへの答えがあまりにも重い責任を伴う質問だ [70]。

ハレル 「この状況」とは何を意味するのか。もしその質問が軍事的というだけの問題だったら・・・、私が政治的領域に入ることなく考えるには、一定期間の停戦は我々にとって大きな利益となり、大きな利点があると思う [70]。しかし私の考えでは、ここで私は軍事的領域からそれざるを得ないのだが、停戦は、我々が軍事的観点からもこの間ずっと達成してきた全てを挫折させ得る、不利な、ある政治的諸条件からの切り離し・・・にはなり得ない。・・・ [70]

ベングリオン・・・ [71～73]

物理的原因以外の「我が軍の」弱さのもう一つの原因がある。彼「個々の司令官」が戦争全体を見ておらず・・・何故あれこれをせねばならないのか理解できないのだ。・・・ [72]

[省略 73～74]

我々の軍事的な競合者（היריב）はエレッツ・イスラエルのアラブ人ではない。我々とエレッツ・イスラエルのアラブ人の間の停戦について「人々が」語る時、語られているのはユダヤ人兵力と死人（גברא קטילא）との停戦であって、強い勢力との停戦ではないのだ。そして強者「アラブ諸国」はそうこうする間にイギリスから武器を受け取るだろう（彼らは同国から「今も」武器を受け取っている）し、他の供給国から武器を購入するだろう。・・・ [74～75] この事が意味するのは、競合する戦士の手は決定的に自由であり、我々は縛られるということだ。政治的な意味でも縛られる。私は停戦の中にいかなる利点も見出さない。私はこれに対して、持続するならエルサレムにおける停戦の中に利点を見ている。それは我々にとって休息だからだ。シャイフ・ジャラーフ⁽⁵¹⁾が賊の手中になく、カタモン⁽⁵²⁾が我々の手中にあり、マコル・ハイーム⁽⁵³⁾へのアクセスを持っているなら、タルピヨートがまだ併合されていない事にも我々は折り合いをつけられるし、商業的中心地がいまだ手中になくとも我々にとって問題にならない。なぜなら事実上、全エルサレムが我々の手中にあるからだ

[75]。・・・しかしたとえ停戦が我々にとって休息だったとしても、それはアラブによって実現されることはないだろう。・・・[だが] もしアラブ執行委員会がこれ[停戦]に同意しなくても・・・アラブ諸国が後からそれに同意することを私は殆ど疑わない、なぜなら停戦条件は近隣諸国の兵力をそんなに害するものではないからだ [75]。問題は、我々が侵攻を受けて立つ現実的な可能性を見るのか否かという事である [75]。・・・我々は立って・・・イシューヴ⁽⁵⁴⁾をこれに向けて準備する必要があると決める事はできる [75～76]。・・・[この後のシャピラとベングリオンの発言は省略]

ヤディン　・・・もし停戦が我々にとって必要なものを手に入れる・・・可能性を与えることを意味するなら、停戦は望ましいというのが私の意見だ。もしそうでないなら停戦は望ましくない [76]。

[この後の議論は省略 76～79]

(10) 1948年5月12日夕⁽⁵⁵⁾

ベングリオン　・・・A) 建国宣言についての決議を採択することを私は提案する。・・・B) 自衛との関連で切迫している幾つかの事について決めねばならない。[80]

カプラン　エルサレムの件から始めるようお願いする [80]。

①エルサレムにおける停戦

ベングリオン　もし[彼らが]我々に停戦を提案しているなら、我々は受け入れよう。しかし私は、停戦は破られると見ている。・・・私は、あちらこちらの側で戦争が生じているのにその真ん中でエルサレムが和平に移行するという奇跡が起こるとは信じていない。[彼らが]我々に提案した全ての提案は、アラブ人が彼らの以前の街区の全て、或いは一部に戻って来る事を意味する。これこそが我々を制約するのだ。・・・[80]

・・・私は多くの同僚たちの、そして恐らく一人一人が持つためらいを理解

する。しかしエレット・イスラエルと近隣諸国のアラブ人があらゆる場所で何でもできるフリーハンドを持ったり、多くの犠牲の末に我々が優勢になった場所に我々が縛り付けられ、それを失う事はない。和平というなら全アラブ世界との和平であり、エルサレムのアラブ人だけとの和平ではない。そしてもしアラブとの和平を我々が結ぶとすれば、私は彼らにロメマ⁽⁵⁶⁾の家々を返す用意がある。しかし我々は今、生死をかけて戦わねばならないだろう。・・・何故か？ [彼らが] ユダヤ教徒地区を焼き払い始めた時、この世界は何をしたというのか？ 世界はエルサレムのユダヤ人の虐殺を終わらせる事ができたのではないか？ 彼らはその時我々に助けの手を差し伸べたか？ [80～81]

彼らは、もしアラブがそれを受け入れるならエルサレムで停戦があることを望んでいる。他のいかなる事もだめだと。特に赤十字の提案は受け入れられない。・・・赤十字は我々に、ヘブロンやラーマッラーからエルサレムのアラブ人に武器が送られることはないだろうと言った。赤十字はどうやってこれを保証するのだろうか [81]。・・・

メイルソン こうした全てにもかかわらず、私はエルサレムについての話し合いをアレンジするという提案に戻る。なぜならベングリオンが今言った事は、これらの条件ではだめだという事だからだ。・・・[81] 私は全ての条件の下でなくても、戦争の重荷からエルサレムを出すことに関心を持たねばならないと考えている。・・・[81] 征服された場所は返さない。前の状態に戻すのではなく現状維持。我々がこれらの条件に達するなら大変よい。達しないなら停戦はない。これらの条件の下でなら停戦を受け入れるのは我々にとって良い、というのが私の意見である [82]。・・・

シャピラ ・・・[81～82]

もし領事たち⁽⁵⁷⁾が停戦を実行に移す事を保証できるなら、今日の我々の状況において停戦は我々にとって良いと私は考える。・・・私の考えでは、これ[停戦] はアブドゥッラーのエルサレムへの侵攻を防ぐだろう。危険が過ぎ去

るまで我々が補給と水を確保できるなら、これ〔停戦〕は我々にとってよいと考える [83]。

カプラン ゴルダ [マイルソン] には全体的な方針だけ伝え、その後に行動の可能性について現場の人々と協議の上決めることを委ねねばならないと思う [83]。

私はエルサレムとエレッツ・イスラエルの残りの部分の切り離し〔停戦に関して両者を分けて考えること〕に賛成だ。・・・[83]

たとえ我々や領事たちが〔停戦実現に〕成功しなくても、私はエルサレムに関して、我々が停戦を望まなかった人々ではなかったということが知られて欲しいと思っている。その理由は正に世界がこの問題にかくも注目しているからである。・・・[83]

・・・我々は彼ら〔エルサレムのユダヤ人〕に対してこうも言わなければならない。我々は彼らに保証する事のできる最大限の事をした。・・・[83～84] 条件に関しては、ゴルダの言葉に付け加えることはない [84]。・・・しかしもし〔停戦が〕不可能なら、我々はこれに賛成であるという姿勢で常に現れねばならない。但し停戦の希望に任せて・・・高台や拠点を与える事だけはしてはならない。・・・[84]

レメズ・・・私の方向性は停戦に同意しないということだった。・・・[84]。私は午後の会合に、エレッツ・イスラエル全土に関する、その同じアプリアリな方向性をもって入った。しかしこの会合でなされた考慮は私をしてこう語らしめる。エレッツ・イスラエル全土に関しては停戦をとるよう提案する、と [84]。・・・政治的観点からすると停戦は延期せねばならない。・・・しかし私の考えでは、軍事的考慮は停戦受諾を余儀なくさせる。・・・[84～85] [省略 85]

・・・〔停戦があれば〕我々の疲れた軍は・・・少し休み、少し訓練されるだろう。・・・2～3か月が我々の思い通りになるのなら・・・恐らく我々は

何か大きい事をもたらすのに成功するだろう。・・・[85] 彼らにもこの時間があるだろうとあなたは言うだろう。私が思うには彼らは何年も訓練されている。彼らは正規軍を持っている。・・・[彼らにとって] これが [状況を] 変えるとは私は思わない。・・・[これに対して] 我々の所ではこれは零から大きな事への変化であるだろう [85～86]。・・・

・・・[エルサレムの停戦に関して] 私の意見では、ゴルダは条件においてより厳格だ。もし彼女が停戦を望むなら、アラブ人たちを彼らの街区に帰してはならぬという条件を取り除かねばならない。アラブ人たちはカタモンにいた。彼らにそこへの帰還を許さないのはどういう事なのだろうか。これらの家がユダヤ人の財産になるのだろうか？ ・・・私はこの意味で、我々は基本的な諸条件のみ設定しようというカプランのコメントを受け入れる。そしてアラブ人のカタモンへの帰還禁止についての条件は [設定せずに] 残すべきだ [86～87]。

・・・停戦を実現させるべく提案する。・・・彼らは我々が十分な兵力を集める前に、大侵攻に我々を直面させることができるのだ [87]。

ベルンシュタイン ・・・しかしエルサレムに関しても、私はその事 [停戦] を現実的な事と見ていない。なぜならこれ [停戦] を保証することのできるであろう勢力が不在だからである。・・・[87]。

停戦の全般的な問題について。・・・近隣諸国は侵攻すると決めたら、我々が [建国] 宣言を廃しても、また他のいかなる理由があってもそれによっては行動を止めないだろう。イギリスもアメリカも、[人々が] 考えているように侵攻がこれほど近いとこれを防ぐ力を現在持っていない。だから私はこれらの事 [停戦] の現実性を見ていない [87]。逆にもし近隣諸国が決定したとして、我々が、昨日は我々は国家を欲していたけれども今日は [建国] 宣言はなく停戦を行う、と言うとしたら——これは近隣諸国にとって今行動に移す更なる理由になるのである。・・・[87]

シトリト ……確かに状況は深刻で大変危険だが、……提案されているこの停戦の中には……我々が得たものを放棄するという何か危険なものがある。……[88]

エルサレムにおいてさえアラブが停戦に同意するか私は疑わしく思っている。我々は次の意志を表示しさえすればよいのだ。我々は戦争を欲しておらず、我々の顔は平和の方を向いているという意志を。領事たちも……その後に飢えが来るような停戦は停戦と呼べないのだという事は理解するだろうと思う。なぜなら食糧をもたらず道が保証されなかったら、停戦に価値はないからだ。……さもなければ再びエルサレムへの道をめぐる戦争が起きるだろう[88]。

それ故、我々はある条件の下で停戦に同意すると語ることができる。食糧・水・医療上の必需品の供給のために開かれた道 [という条件である]。……[88]。それ故私は……提案されている全般的停戦の中にかなる希望の光も見出さない。……いずれにせよ私自身は、イスラエル国民に良い様に何かをする彼らの良心や善意があるとは信じていない。……[88～89]

エルサレムの停戦に関しては、私はゴルダの言ったこと全てに同意する。アラブ人が自分の家に住むために戻る事に同意するのが我々にとって難しいであろう場所も恐らくある。なぜなら [アラブが] 停戦を破った場合に、将来この事 [アラブ人の帰還] が我々の生活の全ての過程を害するだろうからだ。……[89]。

ツィスリング 停戦の道においては二つの可能性がある。アラブの参加が見出されるか否かだ。包括的なアラブ (つまりエレッツ・イスラエルのアラブ人ではなくアラブ連盟全体) の参加が見出されなかったら、停戦の用意があると表明するステップは……我々に対するアラブの戦闘力を増強する以外の何ものでもない。……[89] [中略]

今、最後の問題が残っている。アラブの兵力は我々の兵力より少なく増強さ

れるだろうか。・・・[90] [省略 90～91]・・・この軍事的な停戦——それは、彼らが我々に対して持っている兵力の更なる増強をもたらすだろう [91]。[省略 91～92]

エルサレムに関しては・・・私はこの方法 [ゴルダのアプローチ] がエルサレムにおける停戦をもたらすとは信じない。・・・ゴルダの諸条件を減らすのではなく、それらにただ付加する必要がある。エルサレムには、世界に占めるその地位の観点からも我々の利益の観点からも、我々にとって停戦の利益がある。・・・[92]

ローゼンブルート・・・[92～93]

・・・我々は・・・我々の対峙能力に関する彼ら二人 [ヤディンとハレル] の、深いと私には思われる疑念によって少々導かれねばならないと思う [93]。そしてもし疑念があり、他方では我々が停戦を要請するような状況ではなく国連がこれを要求するなら、そして私が・・・この3か月は（敵の兵力の増強の危険性もあるが）我々に兵力を付加し時間を与えるだろうというレメズの主張を受け入れるなら——我々は全般的停戦に関心を持ちこの事を受諾せねばならない、というのが私の意見だ [93]。

・・・本当に侵攻があったら、状況はどのようになるだろうか。・・・もし彼らが侵攻の時にラーマッラー＝ラトルン⁽⁵⁸⁾道に兵力を集中させ、更に大きな兵力で来るなら、我々がいかにしてエルサレムを防衛する事ができるか私には分からない。エルサレムは包囲されるだろう。もし我々が今、全ての面でそこに侵攻がないだろうという希望の中でこの重荷を我々の肩から取り除く事により、全戦線の負担を軽くする事ができるなら、我々はこれ [停戦] に関心を持つ。・・・[93～94]

ベングリオン・・・我々が魔法を信じるのをやめる時が来た。魔法とは言葉への信頼だ。・・・[省略 94]

魔法や言葉を信じない者は、この事柄が力による決定の問題であろうという

事を理解する。・・・誰かが保証せねばならない。・・・テルアヴィヴ・エルサレム間・・・シェヘム・エルサレム間,・・・ヘブロン・エルサレム間,・・・エリコ・エルサレム間・・・の全地帯を警備する勢力がなくてはならない。・・・ゴルダは領事たちが保証するだろうと言っている。・・・アラブが発砲せず我々がテルアヴィヴからエルサレムまで旅することができるという合意があったとしたら, アラブが私に発砲しないという事は私は信用するだろうか。私はエルサレムにおける停戦に賛成, エレッツ・イスラエル全土における停戦に賛成である・・・。私が理解したかったのは, あなたがテルアヴィヴ=エルサレム道の保証の諸条件を提示する時, いかにしてこれが保証されるのかという点だ [94～95]。

マイルソン　・・・私は輸送隊があるだろうという事を思い描いている。輸送隊は食糧・燃料・医療上の必需品で構成され, 全ての道, エルサレムへの全ての入り口を非武装で移動し, 物資を検査するアラブ・ユダヤ合同パトロールがあるだろう [95]。

ベングリオン　・・・ [95～96]

・・・あなたは・・・言説に頼っている。言説は言説だが現実とは別なのである。・・・エルサレムは包囲され切り離されているのだ [96]。[省略96～97]

・・・エルサレムで銃声がなくなる事が我々に提案され, それが停戦と呼ばれる時, 我々はこれに同意するだろう。但しエルサレムにはいかなる変更もなく, 道を見晴らす一帯からいかなる退出もなしだ。我々は一つの征服を何回行わなければならないのか。我々の和平が樹立され, 我々がヤッフォを返すように要求されるなら私は征服に賛成しない。しかしこのような和平があり, 彼らが我々に到達するものに妥協するだろうというのは間違いだ——我々はヤッフォを返さず, 彼らはこれを力づくで取りに来るだろう [97]。

それ故, もし [人々が] 現状維持に基づいてエルサレムで銃声がない事を欲するなら, 我々はこれに同意するだろう。・・・ [97] [ツイスリング, ベン

グリオンの発言は省略 98]

カプラン 問題は、何を欲するかということである。・・・というのも我々にはできる限り早く・・・停戦に達することに關心があるからだ。逆を考えている同僚たちもいる。それ故、我々が何を欲するかを知らなければならない。・・・ [98]

・・・私はその地 [エレッツ・イスラエル] のアラブ人とアラブ連盟によって署名されるであろう [停戦に関する] 義務に、ベングリオンよりも大きな価値を与えている。・・・ [98～99]

・・・幾つかの場所では本当に高台を強化している。例えばカスタル⁽⁵⁹⁾に関して具体的に質問がなされた。彼らはカスタルを放棄するよう我々に提案するのは不可能だという事は理解した。・・・私はアラブ人がロメマに帰って来る事に反対ではない。しかしカタモンにおいても戦略的な地点では我々は警備せねばならない。それと共にカタモンにアラブ人がいないであろうというのはいずれあり得ない [99]。

私は二つの事を欲している。A) これが本当に可能なら停戦、B) その後突然 24 時間以内に轍が逆戻りしない事を私が確信しない限りは、全ての主要な足場を明け渡さないこと。この二つの留保をもって私は言う。そこに出かけてこの試みをする事をゴルダに委ねなくてはならない、と [99]。

メイルソン 私が理解していない事もあり得るし、ずっと交渉の中にいたわけでもない。しかし我々がずっとこうやってきたのは知っている。道抜きにして我々はエルサレム問題について語らないだろうし、我々の意のままにエルサレム旧市街に食糧・・・を入れたり・・・病人を外に出したりする可能性なくしてエルサレムにおける和平について語ることはできない、と。これに変更が生じるのか？ [99]

シェルトク ・・・ [99～100]

道の問題については彼ら [アラブ側] はこう主張した。その道が自由になる

というのはどういう事か。この道はエルサレムのためだけに役立っているわけではない。道の北側と南側からの戦争があり、ユダヤ人がエルサレムではなくこれらの場所への増援を行うとしたら、我々は彼らによって侵害されるのではないか。食糧を載せた輸送隊が通ったら、我々はどうやってそれを知るのか、と [100]。

それは私には論理的に思われたが、戦略的な観点からはアラブの立場に同意する必要を見なかった。そして私は私の立場にとどまった。・・・ [100]

今この立場から転換せねばならないとは思わない。そうではなく、彼ら [アラブ側] が我々に、いかにして道路上の安全が守られるのかを証明する事が必要だ。そうでなければ停戦は我々を拘束しない [100]。

ベントヴ …… [100～101]

もし何らかの措置が可能なら、一定の代価をそれに対して払わねばならないように私には思われる。・・・ [101] …… 確かに、全ての停戦には何らかのリスクがある。しかしもし彼らが武装してエルサレムに入って来る事を防げるなら・・・その事の中に重要性があると私には思われる。・・・もし我々がその措置を確実にする事ができるなら、私はこれに賛成だ [101]。

この措置の原則は次のようであればならないと私には思われる。[エルサレム] 市内のハガナーの戦略的ラインも移動させないようにする。アラブがそこにいたいと望むなら・・・周辺に我々のハガナーがいる場合には、私はユダヤ人の拠点の背後であっても [アラブ] 街区の一部があることを受け入れる用意がある。・・・しかしこれは、ハガナーの戦略的拠点の明け渡しによる変化をもたらしてはならない [101]。

ベングリオン …… [101～102]

現状維持に付加されるのはシャイフ・ジャラーフであり、A) アラブ人たちはシャイフ・ジャラーフに帰る事はできないだろう。B) [彼らは] 我々にシャイフ・ジャラーフを返す。アラブがそこにいるのは可能だろうが、ハガナーの

コントロール下でのみという事になる。・・・[102]

シェルトク 我々はずっとエルサレムにおける国際的レジームを我々に義務づけてきた。(ベングリオン：全体的な措置の一部としてだ!)・・・我々がエルサレムのための特別な国際的措置に同意するかどうかという問題が安保理で提起された時・・・我々はそれが・・・信託統治と呼ばれることに反対し、これはエルサレムのための特別レジームと呼ばれるだろうと言ったのだが、再び我々は言った。これは道路と水路を含まねばならない、と。もし道路と水路を監視する国際的勢力があったなら、我々は同意していただろう。その事は実行に移されなかった。そのための国際的勢力が不在だったからだ [102～103]。

メイルソン ・・・[103]

私はエルサレムにおける現状維持の件を受け入れる。その事が意味するのは、アラブのためにもという事である。そしてアラブのための現状維持なら、その意味するところは彼らが旧市街に通じる地帯を掌握しているという事である。・・・[103]

ベントヴ 問題は武装勢力を入れる事に関してだ。我々はこれを条件として受け入れるのか。(ベングリオン：それは誰が監視するのかという問題を引き起こす。)・・・もし我々が、武装勢力は入らないと言うのであれば、これはつまり、そこの入り口でパトロールがあるという事だ [103]。

カプラン 私は自分の経験からこう言いたい。ゴルダが交渉でき、彼女に課されている難しい任務を果たせる事を我々が望むなら、エルサレムと関係ない件でも彼女が行動できる事が必須であり、彼女は広範な権限を受け取らねばならない、と。・・・[103～104] [続くベングリオンの発言省略 104]

シャピラ 軍事的な諸事項についても [ユダヤ機関] 政治局と協議していたという措置が常にあった。今のエルサレムの状況はこれをなおさら必須のものとしている [104]。[続くカプランの発言省略 104]

ベングリオン 司令官は全ての政治的事項において同意を得る事を義務づけら

れている、という措置がある。アラブ人に対する全ての計画については、司令官はアラブ課と協議する事を義務づけられている。アラブ課はここ〔内閣〕からの指示がある場合を除いて拒否権を行使する事ができる〔104〕。

(その後、建国宣言についての評決。記録者はA.K. [アルイエ・カツツ])

②建国宣言 (ההכרזה על המדינה)

ローゼンブルート 何よりもまずシェルトクが既に提起した次の問題がある。宣言は国連決議の枠組み内でなければならないか、それともそれを背景とし土台とするものでなければならないか？ 私は国連決議の枠組みに賛成する。つまり、11月29日の国連決議は存在しているという新しいフィクションの土台の上に我々は立っているのであり、それは今日ではフィクション以上のものだ、という事である〔105〕。

ベングリオン 我々は初めに政治的決定を採択せねばならない。我々は国家について宣言するのかもしれないか、政府について宣言するの、或いは宣言〔自体を〕しないのか。そして宣言するなら名称を語らざるを得ない。「政府」か、「暫定政府」か。そして暫定政府と暫定統治評議会があることを知らせるかどうか。それから我々がこの会合で宣言草案を採択するのか、それとも草案を準備する事を小委員会に委ねるのかを決めねばならない〔105〕。

ローゼンブルート この事を委員会に委ねる前に、それにもかかわらず幾つかの根本原則をここで打ち立てる必要があるように私には思われる〔105〕。

何よりもまず、土台と背景は11月29日の決議でなければならない、と私は言う。・・・〔105〕

その後、国家について宣言するべきかという問題がある。シェルトクは、恐らく政府については宣言するべきだろうが主権国家については宣言するべきではない、と言っている。・・・〔省略106〕

〔宣言の試案を作成した国際法学者〕ローターバッハが主張するには（大変筋の通った主張だ）、1947年11月29日に、侵される余地なき形で国家を樹立

するヘブライ民族の権利について決議された。その権利は、その間に困難があったり、誰かがこの事を挫折させようと努力したりしても侵されない。彼の意見では、[国連の] 遂行委員会が実際に行わねばならなかったこのような事を、我々を行う資格があるしそれに値するといふのだ。この理論を我々は受け入れねばならないと思う [106]。

シャピラ 私は次のように提案する。A) 委員会を選出し宣言の起草をそれに委ねること、B) その委員会に宣言の手順とやり方の決定も委ねること [106]。
ベングリオン 私は言う。「国連決議の枠組み内で」ではなく「国連決議に基づいて」語らねばならない、と。主権か主権なしかについて語るのではなく、国家について語らねばならない。イスラエル国家という名を承認せねばならない。今からはイスラエル国家が建てられると宣言せねばならない。政府について、その樹立について宣言するかどうかを決めねばならない。私は我々が[政府の樹立を] 宣言し、「ユダヤ人の政府」ではなく「国家の政府」と言うよう、そして国名がイスラエルなら、イスラエル国家の政府と言うよう提案する。然る後に、私は我々が暫定政府について語るよう提案する。我々がそうする必要があるので、その存在について宣言せねばならない機関がもう一つあるからでもある——人民評議会だ [106 ~ 107]。

ローゼンブルト 国境問題があり、それに触れない事はできない [107]。

ベングリオン 全てが可能だ。もし我々がここで国境について言及しないと決めれば、我々はそれを語らないだろう。アプリオリな事などないのだ [107]。

ローゼンブルト これはアプリオリではなく、法的な事柄だ [107]。

ベングリオン 法か——そんなものは人間が決める事だ [107]。

バルンシュタイン いかにして、どのように、また何を語るべきか何を語らぬべきかを定める前に、我々は語るべきか語らぬべきかを宣言せねばならない [107]。

国家について宣言すべきでない理由は二つあり得る。[第一の理由は] 我々

が今日聞いた事、すなわちアメリカがこのような宣言に基づいて我が国に・・・幾つかの物品について禁輸を課す事があり得るというものだ。私はこの理由を、まだ昨日と一昨日は強く考えていた。私がシェルトクから話を聞いた後では、これは決定的な理由ではないと思う [107]。第二の理由は、宣言しない事が侵攻を防ぐだろうという事かも知れない。私はこれを信じていないため、宣言せねばならないと考える [107]。

さて何について宣言すべきか？・・・我々が政府の樹立については宣言し、国家と国境については語るべきではないという事に私は賛成していた。・・・政府の樹立には私の意見では様々な含意があり、それらを詳細に述べる事もできれば述べる事もない事もある。我々が国境について語る事には反対だ。我々が国家抜きで政府の樹立について宣言するという事であったとしたら、私は満足していただろう [107]。

ツイスリング 国家に賛成だ。・・・公開する文面には、11月29日の国連決議に含まれている事柄の中で最大限の事柄を含む必要がある [108]。

国境と主権について、これをどのように起草すべきか？ 国境という用語を使ってはならず、主権という用語を使ってはならないが、これを明確かつ我々にとって快い形で、やはり国連決議に基づいて言う事はできる。我々が例えば、ヘブライ人国家はアラブ人国家との平和の関係と協力を促進する用意があると言うとしたら、・・・我々はその中に国境の事も含まれたような事を言ったわけで、しかも国境という言葉は言われないのである [108]。

それは主権の事にも当てはまる。宣言ではなく要求だ。我々は世界の諸国と世界の諸国民に向かって [我が] 国を平等な権利を持つ国として諸国民の家族の中で承認するべく、一員として [我が国が] 受け入れられるべく、十分な支援などを要請するべく、要求する。・・・ [108] [省略 108]

シェルトク 私はこの宣言の中で人民評議会を暫定統治評議会という名で呼ぶ事に反対だ。我々が [国連] 決議の用語を使いたいなら、それらを正しく使い、

不適切に使わないようにしよう。それ〔不適切という事〕はつまり我々は決議の用語を使うが、決議が決めているのと同じ意味で使わないという事だ・・・〔108〕。

〔国連決議では〕4月1日から10月1日まで暫定統治評議会が活動し、10月1日に暫定政府が活動し始め、それが選挙を組織するだろうとされていた。しかし我々は10月1日の段階を5月15日に前倒ししている。その理由は、決議の基づいていた前提が、5月15日から10月1日には事柄は国連の委員会的手中にあり、統治評議会がその下で活動するというものだったが、国連の委員会は存在していないので、前倒しして我々が委任統治を、国連の委員会が間に来る事なく直接継承せざるを得なくなったからである。それ故、我々が今、暫定政府であるわけだ〔108～109〕。

暫定統治評議会と暫定政府が同時に存在することはあり得ない。一つの段階が、国連の失敗のために省略されたのである。・・・〔109〕

カプラン 私は全体としてツイスリングのアプローチに同意する。一つコメントを付け加えたいだけだ。宣言の中で、我々が11月29日の決議の遂行のために国連と協力する用意があると述べる事を私なら提案するのだが〔109〕。

シトリト 私は国家に賛成であり、遂行委員会が存在しない故に我々が委任統治の継承者であり我々の力を我々自身から引き出す、というモシェーの言葉に同意する〔109〕。

国境に関しては、私はローゼンブルトに同意する。なぜなら、ある管轄権について宣言する事はその管轄権の領域を画定せずにできる事ではないからだ。・・・アラブ人は自分がヘブライ人国家の管轄権下に入るのか否かについて知らねばならない。・・・〔109〕。

シャピラ A) 国境を宣言すべきではない。我々は国連決議に基づいて話しており、誰もがその決議とは何かを知っている〔109〕。

B) 主権について、或いは世界の諸国民の承認を要請する事については語る

べきではない。・・・[110]

レメズ ・・・統治評議会が何故継承者になれないのか私には分からない。[国連] 遂行委員会が考慮外となった——だから統治評議会が継承者だ。・・・(シェルトク：それはあり得る！ 私は暫定統治評議会と暫定政府が同時に機能することに反対しただけだ。)・・・[110]。

マイルソン ・・・[110～111]。

・・・建国宣言と共にそれ[国家]を承認するよう我々が国連に要請しない事はありません、という事に私は賛成だ。それ[国家]を承認するよう諸国民に対する要請と呼びかけがなければならない。・・・[111]

ツイスリング これを国家評議会と呼ぼうが、統治評議会と呼ぼうが私には気にならない。・・・[111]

承認の呼びかけについて。これは決定的に国連決議にかかっている。我々はこの件について書かれた基本原則を正確に引用する事もできる。その内容は、二つのうち一つの国家でも建てられればそれは国連によって受け入れられる、というものだ。・・・[111]

シェルトク ところで承認について。再度になるが、我々がこうした全てにもかかわらずできる限り決議の枠組み内にとどまりたいなら、国連が既に我々に提示した条件を満たす事なく、ただ国連に向かって我々を国連加盟国として承認するよう要求する事はできない。そこには二つの条件がある。A) 我々は[国連] 決議中に詳細に述べられている一定の国際的義務を引き受けると宣言せねばならない、B) 我々は経済連合が樹立された暁にはこの経済連合に入る用意があるだろう、と宣言せねばならない。[111]

我々がこの全ての文書をこの宣言の中に入れる必要はない、とは思ふ。・・・[111～112]。

カプラン 恐らく、ローターバッハの道を行って同時に二つの文書を受け入れる価値はあるだろう。一つは短いもの、二つ目はもう少し事柄を説明している

ものを [112]。

ベントヴ 我々は一方で国連決議に依拠しており、4月であれ10月であれ、[その]枠組み内で行動したい。・・・我々は[他の諸国に]、樹立された単なる新国家として我々を承認するよう要請するのか、それとも国連決議中に語られている実体として我々を承認するよう要請するのか。・・・[112]

シェルトク [国連] 決議の中で、他の諸国によるこの国の承認について何かが言われているとは私は記憶していない。・・・[112]

ベングリオン 国境について。これは独立の宣言である。例えばアメリカ合衆国の独立宣言がある。そこには領土的範囲の指摘が全くない。・・・国の樹立についての宣言の中で、国の領域がどのようであるかを語る事は義務ではない[112]。

何故語らなくてよいのか。我々は知らないからである。もし国連が自らの意見[分割案]を主張し通すなら、我々は国連に対して闘う事はないだろう。しかしもし国連がこの件に関して遂行力を持たず、[アラブ諸国が]我々に戦争をしかけて我々が彼らを負かすなら、我々は西ガリラヤとエルサレム道の両側の道を掌握し、こうした全ては我々に力が充分あれば国の一部となろう。何故縛られねばならないのか？ [113]

第二に、我々が承認を要請しているというような事については宣言の中で一言も語る必要はない。・・・独立について明言する事自体、世界がこれを承認するよう要請されている事を意味する。・・・[113]

第三に、私は「暫定統治評議会」という名称についてのシェルトクの議論を否定する。・・・[国連が決めた日程の]手順は誤っていた事が判明し、今は存在しない。・・・しかしヘブライ人国家の樹立、アラブ人国家の樹立という事柄自体は我々を縛る。・・・我々にはこれ[暫定統治評議会という名称]を使う事が課されており・・・私はこれ以上ふさわしい名称を見ない。・・・(シェルトク：[唯一の]ふさわしい名称は国家評議会だろう！)・・・[113]

・・・[114] [続くカプランの発言省略 114]
ベングリオン 国境の件について票決しよう。

4対5で、[建国] 宣言の中に国境の件を含めない事に決定された [114]⁽⁶⁰⁾。
ローゼンブルート、シェルトク、ツイスリング、シャピラ、レメズから構成される [建国] 宣言起草委員会が全会一致で承認された。委員会は5月13日10時に開かれ、13日の閣議に提案を持って行く事になった [114]。同様に次のように決定された：[合会日程などに関する3項目、省略、114]。

③国防相ポスト

ベングリオン [このポストに就くべき人を早く決めるよう要請。決まるまでは自分が防衛担当を続けざるを得ず、決まった時点でその人にすぐ仕事を譲る用意があるとする。自分にこのポストが提案されているが、まだ受けていない事にも言及。115～117⁽⁶¹⁾]

・・・私は次の事が保証されていないいかなる防衛当局にも参加しないだろう。全ての兵士やハガナーの隊員やパルマツハの隊員は・・・全員が一つの権威、一つだけの権威に服し、全員が平等にそれに服すること。そして権限を受け取った者のみはその権限の範囲内でのみ行動し、その権限は定義された通りであって、「現場の声」が決める事によるのではないこと [117]。・・・

[以下の議論は省略 117～118]

④国名の決定

ベングリオン 国名はイスラエルになる事を我々は決定した。・・・試験的に投票をしよう。ヘブライ語名「イスラエル」に賛成の人は？——7票 [119]。

国名として「イスラエル」という名が採択された。

ツイスリング アラブ人がそれに対して蜂起せねばならない名を帯びる事を、全てのアラブ人に強いるであろう名には反対だ [119]。

ベングリオン つまりあなたは、ヘブライ語訳がどのようになるかを、まだな

お考慮する事を提案しているのか？ [119]

ローゼンブルート 私はアラビア語は分からないが、恐らくアラビア語でこれは「西パレスチナ」と呼ばれる事を提案できるのではないか [119]。

シェルトク これがアラビア語で「イスラエル」と呼ばれることを私は主張しない。私はずっとユダヤ民族との同一化をアラブ人に強制しない何らかの出口を要請してきたが、これを見出していない [119]。

ベングリオン アラビア語名の事柄を明らかにする委員会の会合にモシェー・シェルトクを加えよう、その委員会はその事について新たに考慮するだろう [119]。 閉会

(11) 1948年5月13日（欠席者：カプラン、グリェンバウム⁽⁶²⁾）

①状況の概観 [省略 120]

② [建国] 宣言草案についての話し合い

シェルトク 五人委員会の名で、最初の読み合わせを経た建国宣言草案を持って来ている。大半のコメントは二回目の編集の際に考慮に入れられた。二回目の読み合わせは、委員全員が来なかったため行われなかった。他に選択肢がなかったため、世界の諸国民のもとで受け入れられている形式を私が選んだと申し上げておきたい。宣言は、委任統治協定などの文書と同様に「であるが故に (היאין)⁽⁶³⁾」で始まっている。・・・[シェルトクは宣言を読む。宣言の文面は省略 120～123]

ベングリオン 次の事を提案する。[A] 12条までの全条項で「であるが故に」を削除すること。これはヘブライ語ではない。・・・[123] B) 幾つかの軍事的な表現を削除すること——「力強いイシューヴ」「大胆さと勇気をもって」(2条)。(シェルトクはこの修正に同意する。) C) [省略] D) 15条で「権利の平等があるであろう」であって、付与するであろう、ではない。これで充分だ。E) 15条に「イスラエル国家を受け入れること」を付け加えること。F) 10条で「経

済的統一体を伴うエレット・イスラエル分割計画」を削除すること——何故分割に言及せねばならないのか [123]。

レメズ A) [省略] B) [省略] C) 9～10条を一つの条項に合体させて次のようにするとよい。[省略 123]

ベングリオン・・・[上記を受けて] 9条の最終文面は次のようになる [省略 123]。[シャピラの発言省略]

ベントヴ 宣言は、もしそれを短くできたとしたらメリットがあっただろう。これは何故我々がユダヤ人国家を建てるのかという12の理由のカタログである。ワイツマンは一度こう言った事がある。我々が常に自分たちの事を説明せねばならないところに我々の悲劇がある、と。私の考えでは、我々自身と我々の権利についてそんなに説明する必要はない。この観点からすると、これの前に我々の前に持って来られた原案の方がよい。それは基本的な次の二つの事を言っていた。我々には歴史的権利がある。我々には祖国に生きる自由な民族の権利がある、と。私は、短くしてそんなに沢山詳細に語らないよう提案する。・・・[124]

フィシュマン ベントヴの言葉を支持する。長いのは余計だ。・・・[124]

ローゼンブルート 次のように提案する。5条を削除すること。11条に「総会決議に含まれた後では、[建国の権利が] 没収される事は許されない」と書くこと [124]。

ツィスリング 短くする事はできるが、私なら構造を土台から変えることを提案しないだろう。こうした全てにもかかわらず、将来と今日の世代に対して、ユダヤ人の根本的な論法には政治的・外部的及び内部的な理由もあるのだ。・・・構造はよいし、的を得ている [124]。

次のように提案する。イギリス政府の宣言について語っている4条を削除すること。・・・イシューヴの戦争努力について語っている7条を拡大し、連合軍の中のユダヤ人大衆の戦争努力も主張すること。11条で「総会決議に含ま

れている」という文言を削除すること。・・・ユダヤ民族の権利は総会決議によって与えられるのではない [124]。

15条では順番を変えて次のように言う必要がある。「我が国イスラエルはユダヤ人移住に広く開かれ、全住民の利益のためにその地の開発に励み、自由・正義・平和などの上に立脚するだろう」と⁽⁶⁴⁾。16条では「エレッツ・イスラエル全土の経済的統一体を確立するべく行動する」と言う事を提案する。・・・ [124～125]

レメズ 長いのが特に好きなわけではないが、私はこの文書を推奨し、この中に省略すべき事を殆ど見出さない。これは精神を持つ文書だ——そしてこれこそがこの文書の重要性なのだ。・・・これは教育的文書だ——それは我々が我が国をその上に建てる土台について多くを語っている。・・・ [125]

ベントヴ 私はレメズが私の意図を理解しなかったのを残念に思う。これは幾世代ものための文書である。・・・歴史的な瞬間に、全てを委任統治協定や国連決議のあれこれの条項に基づかせるのは不可能だ。我々の歴史的権利は多くの条項を要している。私はそれらの中に、祖国における自由な生活に対する我々の民族の自然な権利の表現を見出していない [125]。

シャピラ 私がこの文書に署名するのはエレッツ・イスラエルのユダヤ人イシューヴの名においてのみならず、ディアスポラの全ての国の1200万人のユダヤ人の名においてである。・・・非宗教的たる事はできるが、我々がヘブライ人国家を正に樹立しようとしている時に天の名に言及しないのは不可能だ。・・・イスラエルの神に言及しない事に妥協するのは我々にとって大変難しい。・・・私は単なる「イスラエルの岩とそれ [イスラエル] の贖罪者 (אגואלו וצור ישראל)」という表現ではなく「イスラエルの神 (אלוקי ישראל)」と書かれる事を望んでいた⁽⁶⁵⁾。しかし妥協が見出されたわけだ [125]

ベングリオン ・・・私はこの語句に静かな心で署名することができる。私はイスラエルの岩とは何かを理解している。そして見出された譲歩はユダヤ人の

友愛のよい譲歩である。独立のページの上に立っている時に我々は、これらの議論を先鋭化させぬよう大変注意深くせねばならない [125～126]。

文書全般について。・・・これはユダヤ人にとっても・・・敵ではないゲーム⁽⁶⁶⁾にとっても深く・・・根本的なシオニズム的説明を含む文書でなくてはならない。・・・しかし短くできるなら短くせねばならない。私は、我々の民族が全ての民族と同じになる自然な権利をそれ [文書] の中で確立せねばならないという事を受け入れる。私はバルフォア宣言を削除すべしとの提案に異議を唱える。・・・ [126]

シトリト 宣言は、民族が自らの地から追放される時点から始まっている。・・・我々の書物中の書物に言及しないのは我々にとって不可能だ。・・・ [126]

シェルトク ・・・ [126]

意図的に私はガルト⁽⁶⁷⁾から始めた。私は言った。私は包括的な知識を持ち得ず、我々の父アブラハムから始めることはできない、と。・・・イスラエルの民が自らの地に居住し、世界に聖書を与えた事に誰も異論はない。意見の違いは、それ [イスラエルの民] の自らの地への帰還と共に始まるのだ [126]。

ベントヴの提案は大変正直だ。ユダヤ民族の権利のみならず、人間としてのユダヤ人の人権を語る必要がある。彼 [ユダヤ人] の個人としての尊厳が、彼が国を持つ事を必然的にするのである [126]。

11条の「総会決議に含まれている」という文言を削除する、というツイスリングの提案に同調する [126]。

ベングリオン 我々は限定された委員会に、[この会合で] 聞かれたコメントに留意しつつ宣言を起草する事を委ねよう。修正された草案は、明日の人民評議会セッションの前の運営会議における最後の読み合わせに持って来られるだろう [126～127]。[以下の議論は省略 127]

4人から成る委員会に、[閣議で] 聞かれたコメントと修正に基づいて宣言の最終草案の起草を委ねる事が合意された。委員会のメンバーはベングリオン、ラビ・フィシュマン、ツイスリング、シェルトク [127]。

③シュコルニク [エシュコル] とガリリの手紙 [省略 127 ~ 128]。

④政治的情報 [アブドゥッラーの最後通牒, 省略 128]

⑤国家基本法——声明

ローゼンブルート 私は、私が皆さんの前に提示した国家基本法について話し合うために、今委員会を選出する事を提案する。委員会が法の草案について合意に達すれば、それは明日の人民評議会の承認にかけられるだろう。もしそうでなかったら、私はこの法の代わりに短い中間的なもの——3条から成る声明——を提案する事ができる。その事は法的観点から見て・・・空白のままにならないために不可欠だ [129]。

ツイスリング 移住と土地に関する [1939年のイギリスの] 白書の諸法の廃止についての条項があるべく、留意する必要がある [129]。

ベングリオン 白書に由来する諸法の廃止について宣言せずに、今いかなる法的文書も公表する事はできない。二つの事は語られねばならない。一つは否定的な事で、白書の諸法は無効かつ廃止されているという事である。もう一つは肯定的な事で、残りの法は変更されるまで今のところ効力を保ったままであるという事である。従って私は、暫定国家評議会と暫定政府が立法の権限を持つと言われる事を提案する [129]。

ローゼンブルート 明示的に次のように言われる、という条件でなら私はそれに同意する。立法府は暫定国家評議会であり、暫定政府ではない。暫定政府は立法機関ではなく、暫定国家評議会は暫定政府に対してこの権限を付与する資格がある、と [129]。

ベングリオン 政府は国家評議会からそのような権限を受け取るまではいかなる法も出さないだろう。しかし今から日曜日までに何が起こるか分からず、事

故があった場合、我々は緊急立法のための立法機関がないままではできない [129]。提案はこうだ。宣言とは別に、明日我々は3条から成る声明を採択するだろう。A) 暫定国家評議会と暫定政府が立法する権限を持つであろう、B) 1939年白書に由来する全ての法律——移住、防衛、土地の移譲の諸法——はここにおいて無効となり廃止される、C) エレッツ・イスラエルに存在してきた残りの諸法は、それらを変更すると決定されない限りは効力を保ち続けるだろう [129]。

次の決定がなされた。声明の最終草案はローゼンブルートに委ねられた。国家基本法についての提案は日曜日（1948年5月16日）午後に開かれる暫定政府の初会合であらかじめ検討に付され、同日夕の暫定国家評議会の承認に持ち込まれるであろう [129]。

シェルトク アメリカからの電報では、5月15日の集会前に、つまり [建国] 宣言の集会前に、次のような内容のコミュニケを執行部が出す事を提案している。シャバット（5月15日）明けに暫定政府の初会合が召集され、その議題は以下になる、という内容 [のコミュニケ] だ。A) 準備議会のための総選挙、B) 宗教・少数派などの保護についての宣言、C) 経済的統一、D) 国民軍 (המיליציה) の創設、E) ユダヤ人国家のアラブ人住民が彼らの家へ帰ること [130]。

ベングリオン 重要な事は [建国] 宣言の中にある。国民軍については宣言する必要はない [130]。

⑥ [建国] 宣言の日の手順 [省略 130] 閉会

3. 予備的考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

本節では、前節2で見てきた本議事録の内容から把握される人民執行部にお

ける優先的な審議事項を、(1) 統治権力と諸制度の確立、(2) 安保理の停戦決議をめぐる方針、(3) 建国宣言、の三項目にまとめた上で、(4) で本議事録に見るアラブ問題の全容を整理・概観する。(1) ～ (3) を背景として初めてアラブ問題が議論されているという建国直前の基本的な構図と文脈を見失わないため、まずはこの三項目について概括する。

(1) 統治権力と諸制度の確立

本議事録にある殆どの閣議で、委任統治政府からの漸次的な権力移譲に伴う新国家の統治権力・諸制度の確立と、諸機関の間（特に人民執行部とヴァアド・レウミ及びユダヤ機関執行部の間、人民執行部と人民評議会の間）の権限調整、及び人民執行部内の役割分担（閣僚ポストの割り当て）に時間が割かれているのは当然と言えよう（4月18・21・25・26日、5月3日、5月5日夕、5月12日夕後半）。人民執行部とヴァアド・レウミの関係については、4月18日の時点ではヴァアド・レウミに目下従来の任務を残す方向になったが、26日には閣僚ポストの内定と共に、教育・文化・保健・社会保障のみがヴァアド・レウミに残される事になった。またユダヤ人移民問題はシオニスト機構執行部が扱い、人民執行部には属さないことが確認されている（4月25日）⁽⁶⁸⁾。

人民執行部（内閣）と人民評議会（議会）の関係も焦点の一つであった事が窺われる。基本的に前者が執行機関、後者が立法機関であるが、非常時に立法を行う広範な権限を前者に確保する旨が提案され（4月25日）、5月3日の議事録の付録にある人民評議会決議の第5項「立法の権限は人民評議会が持つ。人民評議会は、緊急立法のために自らの権限の一部を人民執行部へ移譲する権限を持つ」[29]と、人民評議会声明第1号第1項「この声明の効力によって人民評議会は、人民執行部に対して過渡期に立法する権限を付与する。この声明の効力によって制定された法は『政令』と呼ばれるであろう」[31]という形で両者の関係に折り合いがつけられた。しかし、内閣が非常時立法（「政令」

の公布)を行う権限については、これを最大限確保したいベングリオンと、最小限に抑えるべきと考えるローゼンブルートの間でやりとりがあった。5月13日の閣議でベングリオンが暫定国家評議会と暫定政府に立法権があると発言したのに対し、ローゼンブルートは立法権はあくまでも暫定国家評議会にあり、暫定政府には暫定国家評議会から付与された場合にのみ初めて立法権が認められるのだと牽制している。法に関しては、国家基本法を5月16日の暫定政府初会合で検討し、同日夕の暫定国家評議会の承認を得ることによって法的空白をつくらぬような措置がとられる事になった(5月13日)。

立法権をめぐる内閣と議会の関係(非常時における内閣の立法権の確保)や、アラブ問題を担当する省と閣僚の存在は、当時の対アラブ(特にパレスチナ・アラブ)政策の形成を考える上で重要な制度的前提として注目される。戦時中であった当時の、対アラブ政策に影響したはずのもう一つの重要な制度的要因は、軍当局と文民当局の関係である。シャレフが両者の関係を規定する必要性を指摘し(4月25日と26日)、この問題は征服地における政策と共に話し合われるはずであったが実現していない。

軍に関しては4月18日にベングリオン、カプラン、グリェンバウム、シャピラ、ツイスリングから成る防衛委員会が閣内に設けられている。更にベングリオンは国防相ポストを引き受ける条件として、全ての兵士が平等に単一の権威に服し、かつ自らの権限を逸脱しない事を要求している(5月12日夕)。これは軍内部の組織、特にパルマツハの自立的な行動を牽制する意図に基づくと推測され、国防相と首相を兼任するベングリオンと参謀本部の、軍全体に対する統制力の強化につながる方向性である。またベングリオンは、人民執行部が防衛事項を秩序立てられるようになるまで自分はユダヤ機関執行部を代表する形で防衛を担当する、としている(5月3日)。彼が建国間際まで国防相ポストをなかなか正式に引き受けなかった真の理由は議事録からは判然としない。

(2) 安保理の停戦決議をめぐる方針

本議事録から判断すると、人民執行部が抱えていた対外事項における最大の問題は、安保理の停戦決議をめぐる方針の決定であった。ベングリオンの立場は、アラブが停戦するなら自分たちも停戦する用意があり、移動の自由と聖地へのアクセスを停戦受諾の条件とする、というものであった（4月26日）。

他方シェルトクは、5月12日朝の閣議で述べているように、国務省が推進するアメリカの基本路線は信託統治であり、中間段階として停戦を提案していると見ていた。しかしそのような長期的観測の一方でシェルトクは、停戦自体はパレスチナにおける独立国家の樹立を5月15日の時点でユダヤ人・アラブ人の双方が放棄する事を意味するにすぎない、と限定的に捉えてもいた [48]。これを踏まえると、シェルトクの報告全体から推測される論理は次のように整理できよう。——停戦が建国自体を否定せずその延期を意味するだけなら、停戦はアリエー問題と切り離すなどの条件付きで [49] 受諾し得る。停戦に軍事的メリットもあるなら、侵攻を防ぎ対米関係を悪化させないために [53]、むしろ積極的に受諾を検討すべきである。「恐らく我々はこの問題において彼ら [アラブ諸国] と合意に達する何らかの方法を探す必要がある [53]」。

シェルトクのこのような判断の根拠は、5月12日朝の彼の報告中にある次の二点に求められると推測される。第一に、彼が安保理の停戦決議の第5条⁽⁶⁹⁾について、A) 複数 [ユダヤ人・アラブ人それぞれ] の当局が存在するという事実が受け入れられている、B) これらの当局が領土的な性格を持つ⁽⁷⁰⁾という事実が受け入れられており、これ [当局の一つ] は人民執行部を指すと解釈できる、C) ユダヤ人とアラブ人が相互に承認しその状態は凍結状態で続く（支配領域を広げるのは禁じられる）という合意がある、などの点を肯定的に評価した事である [51]。第二に、彼が5月8日の帰国直前に持ったマーシャル国務長官との会談（ロヴェット [Robert A. Lovett] 国務次官が同席）で得た、

停戦に関する肯定的な感触である。

この会談でシェルトクは、アメリカ政府がユダヤ人国家の樹立を本当に欲した上で、建国の過程で予想される困難を停戦によって取り除こうとしているのか、それとも停戦の提案はユダヤ人国家を絶対的に廃するための建国延期の一段階にほかならないのか、もし后者なら全く論外で我々が同意する望みはない、とマーシャルに語りかけた。確定的な返事をしないマーシャルにシェルトクは、我々にとっては延期の後に建国が実現するといういかなる保証もないまま建国の延期に同意することは難しい、という旨を切々と説く。これに対しマーシャルは会談の終わりの方で、シェルトクらが軍事アドバイザーに頼る事を戒め、長期にわたる侵攻があったらどうなるのか、いかにあなた方を弱める事であろうか、と警告して自分の「中国での経験」に言及する。軍人としてのマーシャルの脳裡には国共調停の失敗が苦々しさと共によぎったであろう⁽⁷¹⁾。中国の例から考えるとアラブ諸国の侵攻はパレスチナ紛争の長期化を招き、ひいてはアラブ諸国からの石油供給の不安定化と、最近の「[[アメリカと]ソヴィエト・ロシアとの関係の極めて鋭い悪化」(シェルトクの報告中の言葉、46)の促進につながる危険性をはらんでいたはずである。マーシャルのパレスチナにおける停戦支持の文脈の中に、当時のアメリカ政府が重大な懸念を持って見守っていた国民党の劣勢という中国の内戦状況とのアナロジーがあった事は注目されてよいのではないか。マーシャルの率直な意見にシェルトクは謝意を表明し、自分たちが別の決定に至ったとしても、國務長官の意見を考慮した上での事である旨を伝えて会談を終える⁽⁷²⁾。

マーシャルと一定の共感を通じ合わせたこの会談は、アメリカ政府当局者の考える停戦の「文脈」と「ニュアンス」をシェルトクが把握するのを助けたと思われる。シェルトクは、マーシャルらが建国宣言は災いをもたらす故に阻止せねばならないと考えているが建国自体に反対しているわけではなく、アラブ諸国が侵攻するデメリット(混乱の長期化)に懸念の核心があるのを感じ取っ

た。その事にやや安堵した彼は、「即・建国宣言」でなくてもよく、むしろアメリカ政府が指摘するように侵攻の可能性があるなら停戦を受諾するのも選択肢であるし、侵攻の口実を与えないためにも、国連決議の踏み倒しと取られかねない「即・建国宣言」路線は避けた方が賢明かも知れないという、以前から考慮していた選択肢に立ち戻った⁽⁷³⁾。このように見るとすれば、5月12日朝のシェルトクの次の発言も自然な論理の流れとして理解できるのではないか。「我々は既に、国連は何もしないだろうと前もって想定している——もしそうなら、我々は今、10月1日に指定されていた事[独立宣言]をするだろう。もっと慎重なやり方をとることも可能だ。実際、国連の計画によれば、5月15日にいかなる変化も起こしてはいけなかった。4月1日に暫定統治評議会を開設せねばならなかった。8月1日に撤退の終了、10月1日に独立宣言だ。しかし我々はこの件を無理に進めていると今言う事ができる。私には次のように思われるのである。もしユダヤ人国家の暫定政府を我々が宣言する方法を見つける事ができるなら、明らかに、その事が意味するのはエレッツ・イスラエルに独立国家があるという事であり、今日から独立主権国家が存在すると明示的に我々が言わずに済むわけで、この方がより賢明なステップであり得よう。我々が国連決議を蔑ろにして支配権を手中に収めたという主張に、ここで口実を与えないために」[57]。慎重な言い回しの中に示唆されているのは、事を無理に進める必要はないかも知れないこと（建国宣言を5月15日以降に延期する可能性）と、建国宣言が独立主権国家を明示的にうたわなくてもよいかも知れないこと（暫定政府を樹立するという間接的な表現で独立国家の成立を内外に示す可能性）の二点である。

ベングリオンはこれに対して、アラブ諸国の侵攻の危険（エツィオン・ブロックへの攻撃はその前哨戦）と委任統治が終了する5月14日の日付を挙げて「時は燃えている」、時間切れだとする。ここでベングリオンは侵攻の不可避性を前提とした上で、シェルトクの妥協的方向性を事実上斥けた。しかしベ

ングリオンは、後の議論からも分かるように停戦の可能性自体は否定せず、エルサレム停戦については、侵攻を含めて問題全般を話し合った上で討議する事にしたのであった。

5月12日朝の閣議はこの後、停戦の利点と欠点についての話し合いに移行し、エルサレムを含む各地の軍事情勢、双方の兵力の現状と侵攻の危険度、アラブ側がどの程度停戦を遵守するか、停戦の実効性はどのように保証されるかなどの論点が検討されている。検討の土台となったのはヤディン作戦部長とハレル諜報司令官の報告であった。ヤディンはエルサレムとエツィオン・ブロックは極めて深刻な状態にあるとし、侵攻はあるとの大前提に立った上で、近隣諸国の正規軍は有利であり、ユダヤ側においては士気や戦略が兵力の不利を補う面もあるが、士気の高さと空軍力に実際は問題があることを考えると勝機は五分五分だという認識を示した。停戦に関しては、その間に必需品を入手・補充できるなら停戦は望ましいが、そうでないなら望ましくないとした。ハレルは近隣諸国の正規軍との対峙においては距離と時間の克服、機甲部隊の克服という二つの問題があると指摘し、空軍や銃の増強を主張した。「3か月の停戦は適切ではないだろうか」というベングリオンの質問に対し、ハレルは、停戦は純粋に軍事的な面では大きな利点を持つが、政治的には、軍事的な達成を挫折させ得る政治的諸条件からの切り離しにはならないとの見方を示した。ヤディンもハレルも停戦の可否についてはアンビヴァレントだったのである。

報告を聞いたベングリオンの停戦への考えは揺れている。先ほど3か月の停戦に関心を示したように見えた彼は、今度はこう述べる。「我々の軍事的な競合者 (היריב) はエレッツ・イスラエルのアラブ人ではない。我々とエレッツ・イスラエルのアラブ人の間の停戦について [人々が] 語る時、語られているのはユダヤ人兵力と死人 (גברא קטילא) との停戦であって、強い勢力との停戦ではないのだ。そして強者 [アラブ諸国] はそうこうする間にイギリスから武器を受け取るだろう (彼らは同国から [今も] 武器を受け取っている) し、他の供

給国から武器を購入するだろう。・・・[74～75] この事が意味するのは、競合する戦士の手は決定的に自由であり、我々は縛られるということだ。政治的な意味でも縛られる。私は停戦の中にかなる利点も見出さない。」つまりアラブ諸国が停戦を遵守しないなら、自分たちだけが停戦に縛られて不利になるというのである。しかし兵力の休養の面からは、「持続するならエルサレムにおける停戦の中に利点を見ている」とベングリオンは言う（ここまでの議論は5月12日朝、以下は5月12日夕）。しかし彼は、エルサレム停戦に関してすらその実現可能性に懐疑的であり、アラブ人の帰還を条件とするのに難色を示す。帰還については将来全アラブ世界との和平が成立すれば認めてもよいが、現時点では反対であるとする。「我々の力と犠牲によって今我々が征服した全ての利点を・・・放棄する事はできないだろう」[80～81]。

ベングリオンの懐疑に対し、停戦の長所を評価する人々もいた。エルサレムでの交渉を担当していたマイルソンは、征服した場所を返す事なく現状維持（アラブ人の帰還を認めない）という条件であれば停戦を受諾するのがよい、と述べる。シャピラも領事たちが停戦の実現を保証できるなら停戦するのがよいとし、停戦がアブドゥッラーのエルサレム侵攻を防ぐだろうとも指摘した。カプランはマイルソンに全体的な方針のみ伝えて現場の交渉を任せることを提案し、仮に停戦が実現しなくてもエルサレムに関しては国際世論を考慮して自分たちが停戦を望んでいた事を対外的に示さねばならないとした。当初停戦には反対していたと告白するレメズは、現時点ではエレッツ・イスラエル全土における停戦に賛成であるとし、政治的観点からすれば停戦は延期すべきだが、軍事的には兵力の休養と増強が期待される事から停戦を受諾せざるを得ない、と述べる。但しレメズは、アラブ人の帰還を認めないというマイルソンの条件は厳しすぎ、カプランの言うように基本的条件のみ決めておいて、カタモンへの帰還禁止は決めずに残すべきだとする。

これらの意見に対し、幾人かにとっては停戦への懐疑は払拭しきれなかつ

た。ベルンシュタインはエルサレムについても停戦の遵守を保証する勢力がないとし、停戦の実効性に疑問を呈した。またアラブ諸国は侵攻を決めたら行うはずであるし、英米が侵攻をくい止める力はないから停戦の現実性はない、むしろアラブ諸国が侵攻を決定したのに自分たちは建国宣言もせず停戦するというのでは、アラブ側に侵攻する更なる理由を与えるとする。シトリトも、停戦の中には我々が得たものを放棄するという危険な要素が含まれる上に、エルサレムにおいてさえアラブ側が停戦に同意するか疑わしいとし、我々は和平への意志があるという事を表明しておきさえすればよいのではないかと言う。食糧・水・医療品のために道が開かれるなどの一定の条件の下でなら停戦に同意できるが、マイルソンが言うようにアラブ人の帰還に同意するのは難しい場合もあると彼は指摘する。アラブ側が停戦を破った場合にアラブ人の帰還は我々の生活全般を害する事になるから、というのがその理由である。スファラディであるシトリトには「イスラエル国民に良い様に何かをする彼らの良心や善意」に対する深い疑念があった⁽⁷⁴⁾。ツイスリングは、アラブ連盟全体の参加がなかった場合、停戦はアラブ側の戦闘力の増強にほかならないという危険性を指摘する一方、エルサレムについてはマイルソンの条件をむしろ増やすことを前提とした上で停戦の利益はあると見る。

ここでローゼンブルートがヤディンとハレルの分析に基づいて、全般的停戦を受諾しなければならないという意見を表明する。これを受けてベングリオンは、停戦に対する先ほどの懐疑的な立場から、より肯定的な立場に転じたと取れる発言をする。「私はエルサレム停戦に賛成、エレッツ・イスラエル全土における停戦に賛成である」。但しベングリオンは、テルアヴィヴ＝エルサレム道の安全を保証する物理的な勢力について再度疑問を呈する。結局彼は、現状維持（今までの征服地は返さない）という条件で停戦に同意する旨を表明するのである。

このように賛否両論と留保が飛び交う中、カプランは「我々が何を欲するか」

を明確にせねばならないとする。カブランはアラブ人の帰還に関しては状況に応じて対応するという、レメズに近い意見であった。例えば自分たちはカスタルを放棄できないが、ロメマへのアラブ人の帰還に自分は反対ではない。カタモンについては戦略上守らねばならない地点がある一方、アラブ人がいないままというのもあり得ないと彼は考えるのである。カブランは可能なら停戦し、状況が逆戻りしない確信ができるまで主要な拠点を明け渡さない条件でマイルソンに交渉を託すことを再度強調する。シェルトクも道の安全が保証されなければ停戦は我々を拘束しないと述べる。「エルサレムにおける国際的レジーム」についての議論 [102～103] からも、シェルトクがエルサレムへの道の安全確保をいかに死活的な停戦条件と捉えていたかが窺われる。

ベントヴも停戦にある程度の代価を払わねばならず、武装したアラブ人がエルサレムに入るのを防げるのならその点に停戦の重要性があると指摘した。彼はエルサレムにおいて、ハガナーが周辺に駐留するなら、ユダヤ人の拠点の背後であってもアラブ人地区が残る事を認めてもよいとした。ベングリオンは、アラブ人はシャイフ・ジャラーフに帰還する事はできないが、ハガナーのコントロール下でそこにいるのは可能であるとした。マイルソンもエルサレムにおける現状維持に再度言及し、アラブ人に有利な現状維持（アラブ人が旧市街に通じる地帯を掌握しているなど）も受け入れるとしている。マイルソンの交渉に積極的なカブランは、エルサレムと関係のないケースでも彼女に広範な交渉の権限を与えるべきだとした。

以上のように5月12日朝の閣議では停戦自体については意見の一致を見なかったが、停戦の可否を決める要因の一つとしてアラブ帰還問題が本格的に論じられ、しかも帰還拒否一色ではなく、部分的帰還も含めて様々な案が出ている事に注目しておきたい。

(3) 建国宣言

停戦についての討議の後、残された最大の案件は建国宣言であった。5月12日夕と13日に行われた建国宣言をめぐる議論の焦点となったのは、国連分割決議との関係づけをどのようにするか、国家と主権についてどの程度明言するか、国境に言及するか、であったと概括できる。この三点のうち後者二つは第一点と密接に関わるものであった事を考えると、建国宣言をめぐる議論は、国際社会の中にイスラエルを長期的にいかに関位置づけるかという外交理念をめぐる話し合いであったとも言えよう。

5月12日夕の閣議において、ローゼンブルートは「国連決議は存在している」とし、建国宣言は国連分割決議の枠組み内で行わなければならないとした。これに対してベングリオンは「国連決議の枠組み内で」(במסגרת החלטת א"מ)ではなく、「国連決議に基づいて」(על יסוד החלטת א"מ)語らねばならないとした。「基づいて」という、より曖昧な表現が目される。更にベングリオンは「イスラエル国家」の語を入れることにこだわったが、これは「政府については宣言すべきだが主権国家については宣言すべきでない」[106]という、ローゼンブルートが引用したシェルトクの見解への実質的な反論であった。

国境については、ローゼンブルートが建国宣言の中でそれに触れない事はできないと発言した後、ベングリオンとの間に緊迫したやりとりが交わされている。

ベングリオン 全てが可能だ。もし我々がここで国境について言及しないと決めれば、我々はそれを語らないだろう。アプリアリな事などないのだ。

ローゼンブルート これはアプリアリではなく、法的な事柄だ。

ベングリオン 法か——そんなものは人間が決める事だ。

口を挟んだバルンシュタインの立場は「政府の樹立については宣言し、国家と国境については語るべきではない」というものであった。ツイスリングは国

家を宣言する事に賛成し、公開される文面には国連分割決議に含まれている最大限の事柄を含む必要があるとした。国境については国連決議に基づいた間接的な言い方もできるとし、主権については、世界の国々に対して我が国を対等な国家として承認すべく要求するとした。

ここでシェルトクがやや話題を変える形で、国連分割決議の用語を使いたいなら決議で使われているのと同じ意味で使うことを主張し、国連が決めた日程が既に狂っている以上「暫定統治評議会」という名称は不適切ではないかと指摘する。暫定統治評議会と暫定政府は同時に存在できないというのが彼の見解であったが、ここからは国連決議を字義通り尊重しようとする立場が窺われる。議会の名称については、後に発言したレメズとベングリオンが「暫定統治評議会」で差し支えないという意見を表明している。ベングリオンがそのように考える理由は、確かに日程通りには実現していないが、ヘブライ人国家とアラブ人国家の樹立や暫定統治評議会という内容自体には依然として拘束力があるから、というものであった。他方、シェルトクが国境についての意見表明を避けている事は注目されてよいだろう。

シェルトクの後に発言したカプランはツイスリングのアプローチに同意するとし、国連分割決議の遂行のために国連と協力する用意があると建国宣言の中で述べる事を提案した。シトリトも国家を宣言する事に賛成し、国連決議を遂行する委員会が存在しないため自分たちが委任統治の継承者である事に同意するとした上で、国境については「触れない事はできない」というローゼンブルトの意見に同調した。シトリトがそのように考える理由は、「アラブ人は自分がヘブライ人国家の管轄権下に入るのか否かについて知らねばならない」からであった。シャピラは国境について宣言すべきではなく、主権については世界の諸国民の承認を要請する事は語るべきでないとした。これとは逆にメイソンは、建国宣言と共に国家を承認するよう国連に要請しない事はあり得ないとした。

承認について議論は続いた。シェルトクは、国連が提示した条件を満たす事なく国連加盟国として承認するよう要求する事はできないと注意を促す。全てを宣言の中に盛り込む必要はないが、決議中にある国際的義務を引き受けると宣言する事が承認要求の前提条件になるというのである。ベントヴは4月であれ10月であれ国連決議の枠組み内で行動したいとしつつ、いかなる国として承認を要請するのかと問う。単なる新国家としてなのか、国連決議中に語られている実体としてなのか。

ベングリオンはここで自らの立場を明らかにする。国境については「語る事は義務ではない」としたが、その理由が「我々は知らないから」というものであった点は注目される。すなわち現時点で国境線は未確定であり将来的に何ら(国連分割決議にも)拘束されない、と示唆したのであった。この文脈でベングリオンが国連分割決議でアラブ人国家の領域に指定されていた西ガリラヤに言及した事は、分割決議で定められた境界線を越えてユダヤ人国家の領土拡張を図りたい彼の意図を示唆しており、国連決議の尊重を打ち出したローゼンブルト、シェルトク、カプラン、ベントヴらの見解との溝を示している。またベングリオンは独立を明言する事自体が承認の要請も含意しているため、宣言の中でわざわざ要請する必要はないとも主張した。この発言後に行われた票決では5:4の多数により、国境線については建国宣言で触れない事が決定された。しかし後世から見ると、この決定の際に反対論が半数近くに上っていた点に注目する必要がある。新生イスラエル国家が国連分割決議を明示的に遵守する事によって国際社会に認知され、かつアラブ諸国と適正な関係を保つ事を重視する政治的良識が、第一次中東戦争勃発の3日前になお人民執行部内に存在していた事は重要である。

その後ヘブライ語の国名を「イスラエル」とすることが決定されるが(賛成7名)、アラブ人にとってこの国名がいかなる意味を持つのかを気にかける人々がいた事も注目される。ツィスリングが「アラブ人がそれに対して蜂起せねば

ならない名」を「全てのアラブ人に強いる」事に反対を表明したのを皮切りに、ローゼンブルートが自分はアラビア語を知らないけれどもアラビア語の国名を「西パレスチナ」にしてはどうかと提案し、シェルトクもアラビア語の国名を「イスラエル」とする事を自分は提案しない⁽⁷⁵⁾、自分は「ユダヤ民族との同一化をアラブに強制しない何らかの出口を要請してきた」がそれを見出していない、と発言する。これらの発言を受けてベングリオンは、アラビア語の国名を決める委員会にアラビア語の堪能なシェルトクを加え、新たに検討する事とするのである（ここまでは5月12日夕）。

翌13日の閣議では前日に承認された建国宣言起草委員会（ローゼンブルート、シェルトク、ツイスリング、シャピラ、レメズ）が宣言草案を提出し、それについての最終的な討議が行われた。草案の実際の作成は、国際的に通用する形式をシェルトクが選びながら行った。ここではそのシェルトク案に対してどのような評価と修正の提案がなされたかについて、後世の視点から見て特に重要な点を挙げ、漏れる部分については次項「(4) アラブ問題」で補足する事としたい。

まず注目されるのは、ベングリオンが第10条の「経済的統一体を伴うエレット・イスラエル分割計画」[121]という箇所を削除を要求した事である。国連分割決議を踏まえた箇所であったが、ベングリオンは「何故分割に言及せねばならないのか」と反発した。ベングリオンは建国宣言が国連決議に「基づく」と明言していたにもかかわらず、「分割をわざわざ宣言する事によって国連決議の分割ラインを越えて領土を拡大する可能性を自ら制約したくない⁽⁷⁶⁾」という本音を再び垣間見せるのである。

宣言中に何故我々がユダヤ人国家を建てるのかという「理由のカタログ」は要らない、というベントヴの意見には賛否両論があった。ベントヴは「我々が常に自分たちの事を説明せねばならないところに我々の悲劇がある」というワイツマンの言葉を引用し、「我々自身と我々の権利についてそんなに説明する

必要はない」のであり、我々には歴史的権利があり祖国に生きる自由な民族の権利があるという基本的な事を言えば充分で、詳細に語らず短くする方がよいとする。「歴史的な瞬間に、全てを委任統治協定や国連決議のあれこれの条項に基づかせるのは不可能」である一方、「祖国における自由な生活に対する我々の民族の自然な権利の表現」はあった方がよいというのが彼の考えであった。これに対して長大なシェルトク案の長所を評価する声もあった。ツイスリングは「政治的・外部的及び内部的な理由」を重視し、草案の構造は適切であるとする。但しツイスリングはバルフォア宣言に言及する第4条を削除し、第11条の「総会決議に含まれている」という箇所を「ユダヤ民族の権利は総会決議によって与えられるのではない」という理由で削除するよう提案した。様々な留保が付される中、シェルトク案を本質的に評価した今一人の同僚がレメズであった。レメズは草案を「精神を持つ文書」「教育的文書」であり、これこそがこの文書の重要性であるとする。彼はシェルトク案を、国際社会に向かってイスラエル建国の意義を説明する、いわば「日本国憲法前文」の役割を果たすものとして理解したのである⁽⁷⁷⁾。

建国宣言における宗教的要素の必要性を強く主張した人々もいた。ユダヤ教にどの程度言及するかは、イスラエルとディアスポラのユダヤ人の将来的な関係にも関わる問題であった。自分が建国宣言に署名するのは「エレッツ・イスラエルのユダヤ人イシューヴの名においてのみならず、ディアスポラの全ての国の1200万人のユダヤ人の名においてである」と考えるシャピラは、そのような歴史的な文書の中で神に言及しないのは不可能だとし、スファラディであるシトリトも聖書に言及しない事は不可能だとする。これに対してベングリオンとシェルトクは、ユダヤ民族の歴史における宗教の重要性を十分に認めながらも、民族の歴史を述べるのに必要である以上の宗教的要素を宣言に入れる事には賛成しなかった。ベントヴが先ほど言及した「民族の自然な権利」についてはベングリオンも宣言に入れるべきであると説明する。シェルトクはベントヴ

の提案を正直であるとしつつ、「自然な権利」についてやや異なる視角を示す。ユダヤ民族の権利のみならず人間としてのユダヤ人の人権を語る必要があるというのである。「個人としての尊厳が〔ユダヤ人が〕国を持つ事を必然的にする」——個人を基軸に据えて民族を捉えたシェルトクの発言は、アラブ人に対しても等しく人間としての、ひいては民族としての尊厳を保障する論理を含み得るものであった点で、民族を無機的な集団と捉える傾向にあったベングリオンやベントヴの主張とは異質な、「西欧的」とも言うべき響きを帯びていた⁽⁷⁸⁾。

この13日の閣議で出た意見と修正案に基づいて建国宣言を最終的に起草する事がベングリオン、シェルトク、フィシュマン、ズイスリングの4人の委員会に委ねられた。最終草案ではベングリオンの意見で、シェルトク案の中でパレスチナの「分割」に言及した部分が削除されることになる⁽⁷⁹⁾。

(4) アラブ問題——上記（1）～（3）を背景として——

本項では人民執行部の優先事項として（1）～（3）で整理した内容を念頭においた上で、本議事録におけるアラブ問題を、（1）～（3）から漏れる事柄を中心に整理し、既に指摘した事柄については簡単に触れつつ、この問題の全容を見渡す事としたい。

① ハイファ視察に関するシトリトの報告（1948年5月3日）

アラブ担当相に任命されたシトリトは、4月下旬に事実上陥落していたハイファを5月3日に視察し同日の閣議で報告しているが、この報告は口頭・文書共に、陥落直後のハイファのアラブ人の状況とユダヤ人当局側の対応を知る上で貴重な史料である。

シトリトの口頭報告の中で重要と思われるのは、(i) トランスヨルダンのアブドゥッラー王とアラブ連盟初代事務総長のアッザーム・パシャがアラブ難民のパレスチナへの帰還を要求していたこと、(ii) ハイファのアラブ人は戻りたいにもかかわらずハガナーへの恐れのために流出し続けていたこと、(iii) ユ

ダヤ側の全ての対アラブ行動が自らの省（警察・監獄・アラブ担当省，建国後の「少数派問題及び警察担当省」）との連携の上で行われるようシトリトが要求したこと，などである。5月3日の閣議では，シトリトがアラブ民間人の扱いについて計画を準備し人民評議会の討議にかけるといふ提案をベントヴが行っている事にも注意したい。戦時中のアラブ民間人の扱いについては既定の方針がまだなく，流動的だったのである。

次に，5月3日の議事録に付されているシトリトの報告書⁽⁸⁰⁾の中で重要と思われる点を列挙する。

(i) ハイファの事実上の陥落後にシトリトとシャブタイ・レヴィ市長が参加して，ユダヤ人・アラブ人会合が現地の事態の緩和のために開かれ，その際にハガナーの掠奪行為に対するアラブ人の陳情があったこと。視察の結果，掠奪の件は陳情通りの事実関係ではなかった事が判明したが，類似の行為がハイファで起きており，陳情があれば現地のユダヤ人文民当局が対応しようとしていた状況を窺わせる。

(ii) ハイファからはアラブ難民がレバノン方面へ流出していたが，「一時的な」避難であるという想定が，難民側にも現地のユダヤ人文民当局側にもあったと見られること。

(iii) 周辺諸国（トランスヨルダン，シリア，レバノン）は難民の流入を望んでいなかったこと。アラブ連盟のアッザーム・パシャが「アラブ人には退去しないよう要求するが，帰還者の生活を整える用意がユダヤ側にあるか」という趣旨をユダヤ側に打診し，ユダヤ側の使者は肯定的な回答をしていたこと。

(iv) 「アラブ諸事項のための委員会」（11人，司令部代表も参加）と「放棄されたアラブ人財産の保護のための委員会」などが設立され，アラブ人の財産の処理（売却・返還・没収・没収金の中からの生活費の支給）などの現場対応に携わっていたこと。

(v) アラブ諸事項について話し合っている関係者が，アラブ担当相に内定して

いるシトリトに報告を怠ったため、シトリトが報告させようとしていたこと。

以上から確認できるのは、ハイファからの難民も、シトリトを含めた現地のユダヤ人文民当局も、難民が向かった先の周辺諸国も「一時的避難」を想定し帰還を前提としていたこと、シトリトも含めて現地のユダヤ人文民当局は状況の緩和に追われ、ハイファからアラブ人を一掃するなどの統一的な方針の下に行動した形跡がない⁽⁸¹⁾ことであろう。

② 残留アラブ人の処遇

本議事録には残留アラブ人の処遇に関しても、以下のように注目される点が含まれている。

(i) 4月26日の閣僚人事の内定でスファラディであるシトリトが「警察・監獄・アラブ担当相」（建国後は「少数派問題及び警察担当相」）に任命されたが、この事は新生イスラエル国家において、国内に残留するアラブ人市民の存在が治安維持と密接に結び付けられていた事を示す（註28も参照）。

(ii) 5月3日の議事録の付録「人民評議会と人民執行部の仕事の土台をおく事に関する人民評議会決議の修正案」D)では、「国連決議に忠実なアラブ諸共同体の代表たち」（つまりパレスチナに建てられるユダヤ人国家を認めるアラブ人）が「暫定統治評議会に参加するであろう」とされている。すなわちイスラエルの存在を受け入れる事を条件として、アラブ人国会議員が存在する事が当初から想定されていた。

(iii) 被征服地のアラブ人の処遇を軍だけで決めさせないようにする一種の「歯止め」が存在した。「軍事的な諸事項についても〔ユダヤ機関〕政治局⁽⁸²⁾と協議していたという措置が常にあった」（シャピラ）ことを踏まえ、ベングリオンは「司令官は全ての政治的事項において同意を得る事を義務づけられている、という措置がある。アラブ人に対する全ての計画については、司令官はアラブ課と協議する事を義務づけられている。アラブ課はここ〔内閣〕からの指示がある場合を除いて拒否権を行使する事ができる」[104]としている（5月

12日夕)。

(iv) 建国直前にも残留アラブ人への一定の配慮が存在した。例えば3(3)で述べたように、シトリトは建国宣言の中で国境に触れるべきであるとしたが、その理由はアラブ人がユダヤ人国家の管轄権下に入るか否かを知らねばならないからであった。また国名のアラビア語訳をめぐる議論では「西パレスチナ」など「ユダヤ民族との同一化をアラブ人に強制しない」名称が検討された事も前述の通りである(5月12日夕)。更に暫定政府の初会合における議題として、宗教・少数派などの保護についての宣言、経済的統一、ユダヤ人国家のアラブ人住民が彼らの家へ帰ることなど、実質的に残留アラブ人に関わる議題が言及されている(5月13日)。

(v) (iv) にもかかわらず、残留アラブ人への配慮の程度には閣僚により差があった。例えば3(2)で見たようにアラブ人の帰還をめぐるには多様な意見が出た。またベングリオンは上記(iv)の暫定政府初会合における議題の提案に対し、重要な事は建国宣言中にある(ため改めて取り上げる必要はない)とかわしている。

③ トランスヨルダンとの関係

1947年11月17日(国連分割決議の約10日前)にアブドゥッラーとメイルソンの間で成立した合意によると、イシューヴは、国連がアラブ人国家に割り当てるパレスチナの部分をトランスヨルダンが占領することを妨げない事になっていた⁽⁸³⁾。

しかし1948年5月12日朝の閣議におけるメイルソンの経過報告は、アブドゥッラーが国連分割決議で定められたアラブ人国家のみを領有するというこの合意を、初めから絶対的なものと見なしていなかった事を物語っている。報告によると、既に11月17日の時点でさえアブドゥッラーは、トランスヨルダンにユダヤ人国家が含まれる(すなわちトランスヨルダンがパレスチナ全土を領有する)可能性にも言及していた。更に5月12日閣議の1週間前、メイル

ソンがアブドゥッラーのもとを訪れた際に、アブドゥッラーはパレスチナは一つであるとした上で、パレスチナにユダヤ人自治領を設けて最終的にそれをトランスヨルダンに組み込む計画を提示し、ユダヤ側がこれを受け入れる事が戦争を防ぐ唯一の道であると発言した。メイルソンらは自分たちが国連決議以来、アブドゥッラーとユダヤ側の共通の敵であるムフティー⁽⁸⁴⁾らの勢力をそぐ事によって彼に貢献したという「友情」を思い出させ、従来の計画（国連分割決議で定められたアラブ人国家のみをアブドゥッラーが領有する）に立ち返ることを提案する。メイルソンは急激に増強されたユダヤ側の兵力に言及し、戦争になれば全力で戦うと断言する。アブドゥッラーはユダヤ側に再考を促し、自分の提案への答えが肯定的なら5月15日以前に回答するよう要請する。彼はシェルトクなど穏健な指導者に会うことを望んだが [44]、メイルソンはアブドゥッラーの今回の提案は検討の余地もなく、もし彼が従来の合意を翻し戦争を望むなら再び相まみえるのは戦後であろう、と言いつつ⁽⁸⁵⁾。

ここで「彼はアラブ諸国の間における、またイギリスとの関係における自らの状況をよく理解しているように私には思われる」[43] というメイルソンの観察に注目したい。アブドゥッラーは自らの翻意が国連分割決議後の様々な出来事に起因しているとし、デイル・ヤシン事件も挙げている。この事件の事もあってアラブ諸国の中での単独行動（ユダヤ側との共謀に基づくパレスチナの分割）ができなくなったと言外に示唆するのである。「彼は自分のパートナーたちとイギリスをも恐れているようである」[43] というメイルソンの考察は、アブドゥッラーのイギリスとアラブ諸国両方への恐れと不信感、かつユダヤ側をも信用しきれないという対外認識が、建国前後の彼の行動の一貫性の欠如の背後にあった事を推測する手がかりとなる。翌5月13日の閣議におけるシェルトクの報告によれば、アブドゥッラーは、イラク軍と共に自分はパレスチナに侵攻しようとしているが、そうするにあたりメイルソンに提案した事を最後に再び提案する、とユダヤ側に最後通牒を送ってきた [128]。1930年代～

1948年のユダヤ側とトランスヨルダンの関係は非常に複雑であるが、本稿ではこのように、少なくとも建国直前には両者の利害が完全に衝突していた事実を本議事録から確認するにとどめる。

④ アラブ帰還問題

パレスチナへのアラブ人の帰還は全アラブ世界との和平が前提であるというベングリオンの見解の背後には、パレスチナ・アラブ人は取るに足らぬ相手であり真の交渉相手はアラブ諸国であるという、彼が1920年代以来紆余曲折を経ながらも抱き続けてきたパレスチナ・アラブ人への侮蔑の感情が垣間見える⁽⁸⁶⁾。副次的な位置づけしか持たず、本質的に考慮するに値しない相手であるというベングリオンのパレスチナ・アラブ観は、「我々の軍事的な競合者はエレット・イスラエルのアラブ人ではない」とし、「我々とエレット・イスラエルのアラブ人との間の停戦」を「死人との停戦」になぞらえるくだり（5月12日朝）にも表れている。

停戦と不可分な問題としてのアラブ人帰還をめぐる議論の詳細は3(2)の通りであるため繰り返さないが、帰還をめぐる意見は多様であり、その全面禁止についてはためらう意見や異論が出ていたこと（5月12日夕）を再び確認しておきたい。

⑤ 建国宣言のシェルトク草案

シェルトク草案に対する人民執行部の他のメンバーの評価と修正案については3(3)で概略を述べており、その中にはアラブ問題に関わる点も含まれていたため、ここでは3(3)で述べきれなかった幾つかの点を指摘するにとどめる。

シェルトク案第2条の「その地の全住民に進歩の祝福をもたらし」[121]という箇所は、パレスチナに移住したユダヤ人がその地のアラブ人にも進歩の恩恵をもたらしたというシオニストの決まり文句であり、建国宣言の最終版にも残された。

シェルトク案の中で特に注目される第15条は、イスラエル国家が「自由・

正義・平和の土台に立脚し、ユダヤ人移住に広く開かれ、人種・宗教の違いに関わりなくその全市民に社会的・政治的権利の完全な平等を付与し、その全住民の利益のためにその地の開発に励み、宗教・良心・教育・文化の自由を保障し、全宗教の信徒のために諸聖地を守り、国連憲章の諸原則を遵守するであろう」とうたっている [122]。それはユダヤ人移民を優先しつつも民族や宗教に関係なく市民を平等に扱う「市民国家」(civil state)の宣言であったが、この条項に関してツイスリングは、ユダヤ人移住に先に言及して自由・正義・平和を後に持って来る事を提案し [124] (5月13日閣議を参照)、最終版ではそのように修正された。言及する順序を逆にした最終版では、シェルトクが国の根本的な理念として最も重視しようとした自由・正義・平和という普遍的・市民的価値観が後退し、ユダヤ人移住という個別的・民族的必要性に道を譲った観がある。

市民国家の理念は、シェルトク案第17条の「・・・我々はイスラエルの住民であるアラブ民族 (העם הערבי) に平和を守り、彼らに完全な市民権を提案する国の建設において自らの役割を果たし、彼らに届く・・・権利を享受するよう呼びかける」 [122] という文言にも表れている。これは内容的には最終版にほぼ受け継がれたが、最終版では「アラブ民族」の語が削除されて「イスラエルのアラブ住民」となっており、「彼らに届く・・・権利を享受するよう呼びかける」という部分が削除されているなど、一見些細であるが重要な異同が見られる。その結果、全体としてパレスチナ・アラブ人の民族的・市民的権利を明示的に打ち出そうとしていたシェルトク案の精神がかなり薄まった事是否定しがたい。

第18条は近隣アラブ諸国への平和と善隣の呼びかけであり、最終版にほぼ受け継がれているが、最終版ではアラブ諸国にイスラエルとの紛争をやめるよう要請する箇所が削除されている。

第10条の「経済的統一体を伴うエレッツ・イスラエル分割計画」 [121] とい

う箇所は、前述のようにベングリオンが削除を要求し（5月13日）、最終版では分割計画には一切言及されていない。一方、「経済的統一体」自体への言及は残っており、シェルトク案第16条の「[[国連分割] 決議に沿った経済的統一体」[122]という箇所は、最終版では「エレッツ・イスラエル全土の経済的統一体」と表現を変えて受け継がれている。つまり最終版のこの箇所でも国連分割決議には言及されず、「エレッツ・イスラエル全土」の一体性が専ら明確に打ち出されているのである。

総括すれば、シェルトク案の基調であった国連分割決議とアラブ（特にパレスチナ・アラブ人）への考慮が本質的に削られた結果が、建国宣言の最終版であったと言えよう。

終わりに

——本議事録に見るアラブ問題の諸相と、思想史及び政治学を統合する方法論の可能性——

1か月弱をカバーするにすぎない本議事録には、統治権力の確立過程を背景として、国連との関係・国境・国名・難民の帰還・残留アラブ人の権利の問題などその後のイスラエルとパレスチナ問題を決定づけた諸問題が凝縮されている。のみならず本議事録は、人民執行部内で、一つの方向に括りきれない多様性に富む議論を経て政策決定がなされた経緯を示している。本稿ではベングリオンとやがて決定的に対立するに至るシェルトクの見解にやや力点をおいたが、他の閣僚も多彩な意見を展開していることは見落とせない。当時ベングリオンと異なる意見を表明していたのはシェルトク、カプラン、レメズといったマパイ穏健派の同僚ばかりではなかった。むしろ他党出身であるからこそ直言できる強みを利用して、しばしばベングリオンに挑戦した進歩党のローゼンブルート、マパムのツイスリングの存在感は際立つ。特に法と国連決議の遵守に

基づく政策への信念を事あるごとにベングリオンに対して敢然と表明した、ローゼンブルートの法相としての責任感あふれる西欧的リベラリズムは本議事録の中でも精彩を放っている。

このような本議事録からは、民族浄化に近い「追放政策」の形成過程を抽出することはできない。削除部分が極めて少ないことから考えても、この時期に関しては閣議の場でそうした政策が話し合われた形跡は見当たらないと考えてよいだろう。むしろ本稿が整理したように、内戦から第一次中東戦争に至る軍事情勢の急迫を背景として、人民執行部は、「統治権力と諸制度の確立」「安保理の停戦決議をめぐる方針」「建国宣言」という優先順位の高い事項の審議に最も多くの時間を割いたのであり、アラブ問題はいずれの事項とも密接に結び付いてはいるが、少なくとも形の上では独立した議題としてではなく、主要問題に「付随した」問題として扱われていた。すなわちアラブ問題、特にパレスチナ・アラブ人の問題が当時の閣議での審議全体に占めた割合は意外に低いのである。またアラブ諸国の大侵攻の可能性が専らの懸念材料となっていた当時であっては、アラブ諸国の動向への頻繁な言及とは対照的に、パレスチナ・アラブ人に対する政策は具体的には殆ど話し合われていない。

一部の歴史家の予想に反して所謂「追放政策」の形成過程が本議事録から見えてこない原因は、アラブ問題が人民執行部の審議事項の中でこのように副次的に位置づけられており、従って実際の審議に占める割合が高くなかった事と共に、本議事録に記録されたアラブ問題をめぐる諸見解が一つのコンセンサスに収斂しないほど多様であったこと、しかもそれらの見解の中には、ユダヤ人国家の現実のあり方やアラブ帰還問題をめぐる、少なからぬ、かつ内容的に無視できぬ「異論」が含まれていたことと関係があると思われる。それは何に対する、どのような「異論」であったのだろうか。

シオニズムの従来のテーゼによれば、樹立される国家は「エレッツ・イスラエル全土におけるユダヤ人国家」でなければならなかった。エレッツ・イスラエル

とされる領域の範囲は論者によって多少異なったが、ヨルダン川東岸をトランスヨルダンとして委任統治領パレスチナから切り離れた1922年のチャーチル白書以来、左派を含むシオニスト主流派のエレッツ・イスラエル概念は委任統治領パレスチナの領域とほぼ重なっており、そのエレッツ・イスラエルは原則として分割できないという暗黙のコンセンサスが存在した。しかし運動内部の左右や、世俗的か宗教的かの別に関わりなく、19世紀後半～20世紀前半にナショナリズムと並行して民主主義などの政治理念の影響を受け、国際関係上の様々な考慮もしなければならなかったシオニズム運動は、ピール委員会がパレスチナの分割を提案する（1937年）など建国の可能性が現実味を帯びてきた1930年代後半以降、深刻な問題に直面する。「ユダヤ人国家」と言っても、実際にはどの領域における、どの程度のユダヤ性で満足するのか。また民族性に関わりない「市民国家」の要素はどうなるのか。言い換えればアラブ人はどの程度国内に残留し、彼らの政治的・市民的権利をどのように保障していくのか。更に1948年に至ると、問題は一層緊急性を帯びる。イスラエルにおけるアラブ市民の存在を前提とするなら、一旦流出したアラブ人の帰還は認めるべきか。そして重要なことに、樹立される国家はパレスチナ分割の境界線を定めた1947年11月29日の国連決議にどの程度基づくのか、あるいは基づかないのか。

これらの現実的問題は、ベングリオンなどが抱いていた「エレッツ・イスラエル全土におけるユダヤ人国家」というシオニズムの従来へのテーゼに対して、これを字義通り厳密に追求するのは非現実的であるというごく自然な「異論」を生んだ。そしてその「異論」は、シェルトクなどの現実主義的な人々による従来へのテーゼの修正につながってゆく。すなわち、「ユダヤ人国家とアラブ人国家の樹立を定めた国連決議が存在する以上、エレッツ・イスラエルを分割してアラブ人国家の樹立を想定する事もやむを得ない」、「現実にはイスラエルにアラブ人少数派が残留する事を想定せねばならない」、「アラブ人の帰還を状況に応じて部分的に認める可能性がある」といった修正論である。そのような「異論」

や「修正論」、すなわち対外的考慮に基づく穏健なりアリズムの根強い存在こそ、人民執行部内で所謂「追放政策」が明示的に形成されるのを妨げた本質的な原因であると私は考えている。

建国宣言のシェルトク草案は閣内のこのような「修正論」の一つの結晶と位置づけてよいだろう。シェルトク案の段階では既に、国連分割決議に基づく国境を明記する選択肢は消えていたが、それでもなお草案は、イスラエルが「ユダヤ人国家」であることを放棄せずに国際社会と調和的な関係を持つ「市民国家」でもあり得ることを内外に示そうとした文書であった。シェルトクが示したこの理念的な選択肢に対して、人民執行部内では賛否含めて多様な意見が存在した事を本議事録は示している。最終的にはシェルトク案にはベングリオンの意見を強く反映した修正が施され、その結果、国連決議が定めていた分割への言及が削除され、ユダヤ民族の「自然な権利」が強調を伴って挿入される事になった。それは国の出発点においてパレスチナ・アラブ人の尊厳に対するイスラエルの承認を欠落させると共に、イスラエルが持つ可能性のあった「市民国家性」を理念的に後退させたと言えよう。

しかし、建国宣言の起草過程でベングリオンが辛うじて抑え込む事のできた閣内の「異論」は、完全に封殺される事なく別の場面で再燃した。その事は本議事録の他の箇所から窺われる。例えば国名をめぐる議論でイスラエルのアラビア語名をめぐり、同一化を強いるような名称は避けるべきだとの意見、具体的には「西パレスチナ」案があった事は注目される。アラブ人の帰還をめぐる議論でも、閣内の意見は全面禁止一色ではなかった。むしろ戦時の安全保障に影響がない地域なら帰還を可能とし、あるいは影響がない形での条件付き帰還を認め、あるいは和平が成立した後帰還させる事を考慮するなど、状況に応じて柔軟な対応を提案する意見が目立つ事実は注目されてよいだろう。ハイファに関しても、少なくともシトリトと現地関係者がアラブ人の退去を一時的であると見ており、同市を恒久的に「ユダヤ化」したとの認識を持っていなかった

事はシトリトの報告書から明らかである。ベングリオンが1930年代以降、ユダヤ化の思考を強く抱いていた事は史料から知られるが⁽⁸⁷⁾、彼や他の急進派メンバーの意見が必ずしもそのまま通る構成ではなかった当時の「内閣」においては、ベングリオンのユダヤ化路線を明確かつ統一的に追求するには内部の見解はあまりにも多様で、「異論」や抵抗が強すぎたと言えるかも知れない。この時点では「ユダヤ人国家」の内実について人民執行部はコンセンサスに達しておらず、方向性は多分に流動的であり、パレスチナ・アラブ住民に対する一定の考慮が存在した痕跡が見てとれるのである。

しかしこのような「異論」や流動性にもかかわらず、建国宣言に表れているように「ユダヤ人国家」の自明性という思考的枠組み自体は片時も覆ることはなかった。「異論」はあくまでもこの所与の枠組み内にとどまっていたと言えよう。その堅固な枠組みの土台と暗部に深く関わっていたために閣議で立ち入って触れられなかったのではないかと思われる出来事の一つが、1948年4月9日のデイル・ヤシン事件である。閣議では、多くのユダヤ人住民が犠牲になったエツィオン・ブロックが頻繁に取り上げられたのとは対照的に、アラブ住民が残虐行為の犠牲になったこの事件については、エツィオン・ブロックに援軍が送られなければこも「デイル・ヤシンになるだろう」[9] という形で一言言及されるのみであった。アブドゥッラーの翻意(3(4)③を参照)の背後にもこの事件があることが示唆されており、パレスチナ内外のアラブ人に直後から広く知られた事件であったから、些細と認識された故に言及されていないのではない。むしろ、この僅か一言の比喻こそがイシューヴでこの事件の重大性が把握されていた事を示唆しており、このように閣議で詳しく触れられない出来事の中にこそ、思考的枠組みの正当性を揺るがしかねない暗部が含まれている可能性がある事を、史料分析者は見落としてはならないはずである。

冒頭の「『狂気』の枠組みの中の合理性」モデルに立ち返って仮の総括を行

うとすれば、本議事録からは必ずしも見えてこないが厳然と存在する前提として、純粋なユダヤ人国家を求めるシオニズムという思想的枠組みがある一方、本議事録に記録されている議論自体は、閣議参加者が枠組みは所与のものとしてその是非を問う事なく、その内部で可能な限りの合理性を追求した過程を示していると言えるのではないか。例えば「ユダヤ人国家」の枠組みの自明性を疑う者はいないが、その枠組み内でアラブ帰還問題をどのように捉えるかと言えば、必ずしも帰還の全面禁止という極端な選択肢に収束するわけではなく、停戦条件との関連などそれなりの合理的な理由から、部分的帰還や状況に応じての帰還など妥協策が論じられているのである。しかしこの合理的決定過程は、その外側に暗黙の前提として常に存在していた枠組み自体を脅かすには決して至っていない。

本議事録に見るこのような集团的意志決定過程とそれに伴う多様な意見の存在、内閣の審議事項全体におけるアラブ問題の副次的位置づけは、建国期の政治過程をベングリオンら少数の個人を中心とした「追放政策」の形成に収斂させがちな近年の一部の研究に再考を迫るものである。本議事録に見るこれらの要素は、少数の個人のみならず内閣・議会・官庁などにおける集团的意志決定過程にも充分目配りする必要性を教えると共に、建国前からシオニズムに内在した「追放」思考と建国期の政治を直結させる危うさも示唆している。確かに思想的枠組みの矛盾や変化を後世の視点から捉えようとする思想史研究には、その枠組み内で生じた個々の出来事の意味付けを長期的に与える強みがある。しかし一方でこの作業を偏重しすぎると、当時の文脈の中である政策決定が持った短期的合理性や、思想的枠組みと必ずしも連動していない現実の複雑な諸側面を見落とす危険があるのではないか。思想と政治の関係を問う際には、枠組みをマクロのレベルで見つめる思想史研究を、枠組み内の決定過程に対するミクロの政治学的分析で補っていく緻密な方法論が求められるとも言えよう。

議事録における見えない部分にも注目する必要性は、思想的枠組みという抽象的観点だけからではない。「何故ある人はこのような発言をしたのか」という問題と共に、「何故ある人はそのような発言をしなかったのか」も分析者が問うべき問題であろう。この点で注目されるのは、シェルトクがアラブ帰還問題と国境問題についてほぼ沈黙を守っている事である。その理由は本議事録からは必ずしも明らかでないが、建国後の議事録を追うと理由の一端が見えてくる。シェルトクは恐らく停戦と和平の帰趨を見極めてから両問題に柔軟に対処しようとしていたのであり、難民の帰還は原則としてさせぬ、国連決議の定めた国境に縛られず領土を拡張する、という対アラブ強硬路線を明確にするベングリオンとの対立を建国までは慎重に避けていたのではないかと考え得る根拠がこの先の議事録に見出せるのである。首相兼国防相ベングリオンと、外相シェルトクの協調とも見える本議事録の基調は、ロードス島休戦会談の可能性が見えてくる6月下旬以降の『暫定政府会合議事録』では不穏な綻びを見せ始める。二人は同床異夢であったのか。暫定政府の集团的意志決定過程全体の中でそれを改めて検証する作業は、次稿以降に譲らねばならない。

- 1 本議事録は、1978 פרוטוקולים, 18 באפריל-13 במאי 1948, ירושלים : גנזך המדינה, מאי 1978 —מנהלת העמ—である。他の政治史料との突き合わせは今後の課題である。今後、本議事録を含む1948～1949年の閣議議事録を検討し、本稿と同様の論考に順次まとめる予定である。本稿では当初、6月下旬までの約800ページ分を検討する予定であったが紙幅の関係で不可能であり、建国直前の1か月間に限定した。
- 2 本稿では歴史的な理由から、1948年前後のパレスチナのアラブ人を「パレスチナ人」という今日普通に使われている名称で呼ばず、「パレスチナ・アラブ(人)」または「アラブ(人)」と呼ぶ。
- 3 1955年に制定されたイスラエルの国家文書法は、国の行政史料を作成から30年後に公開するように定めており、建国から30年後の文書解禁が1980年代後半以降の「新しい歴史家」の相次ぐ著作につながった(国家文書法の紹介としては、金城美幸「国家の起源にどう向き合うか」赤尾光春・早尾貴紀編『シオニズムの解剖』

第6章、人文書院、2010年、p.147なども参照）。

- 4 日本語によるこの論争の一端の紹介としては、白杵陽「イスラエル現代史における『修正主義』」歴史学研究会編『歴史における「修正主義』』所収、青木書店、2000年などを参照。
- 5 モーリスの最初の著作 *The Birth of the Palestinian Refugee Problem, 1947-1949*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987 と、それに対する批判に応じて新史料も付加して見解を一部修正した *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004 の結論を総合・要約するとこのようになると思われる。新旧両版の異同に関する詳細は割愛するが、旧版において彼は “The Palestinian refugee problem was born of war, not by design, Jewish or Arab. It was largely a by-product of Arab and Jewish fears and of the protracted, bitter fighting that characterised the first Israeli-Arab war; in smaller part, it was the deliberate creation of Jewish and Arab military commanders and politicians.” (p.286) と結論して批判を浴びた。しかし新史料に基づいてより詳細に事例を分類している改訂版でも、結論は根本的には変わっていない。モーリスは、“The first Arab-Israeli war, of 1948, was launched by the Palestinian Arabs, who rejected the UN partition resolution and embarked on hostilities aimed at preventing the birth of Israel. That war and not design, Jewish or Arab, gave birth to the Palestinian refugee problem.” と断定的に結論する一方、批判を考慮する形で “But the displacement of Arabs from Palestine or from the areas of Palestine that would become the Jewish State was inherent in Zionist ideology and, in microcosm, in Zionist praxis from the start of the enterprise.” と留保を付けるが、“But there was no pre-war Zionist plan to expel ‘the Arabs’ from Palestine or the areas of the emergent Jewish State; and the Yishuv did not enter the war with a plan or policy of expulsion.” (p.588) という結論に結局は立ち戻っているのである。
- 6 Ilan Pappé, *The Ethnic Cleansing of Palestine*, Oxford: Oneworld, 2006; Nur Masalha, *Expulsion of the Palestinians*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992; Walid Khalidi, “Plan Dalet,” *Journal of Palestine Studies*, Vol.XVIII, No.1., Autumn 1988. 等における見解の共通項を要約すると、このようになると思われる。但し三者の主張は同一ではなく、特にイスラエルのユダヤ人であるパペとパレスチナ人である他の二人の間にはシオニズムの捉え方において当然ながら違いが認められる。
- 7 以下、前者（モーリス）と後者（パペ、マサールハ、ハーリディーら）を併せて「両者」と称する。
- 8 以下、「狂気」の語はここで定義された意味でのみ用いられる。この語を用いる

のは社会分析が目的であり、精神疾患へのいかなる差別も意図するものではない。

- 9 このモデルで分析できる事例としては、ナチス時代のドイツや1930年代の日本が考えられるかも知れない。このモデルを使う際に注意すべきは、社会の多くの人々に共有される思考的枠組みが「狂気」を帯びる背景には時代思潮や当時の国際関係など複雑な要因があることを踏まえ、その社会に対する倫理的判断をアприオリに伴わないようにする点であろう。また思考的枠組みの「狂気性」を誰が判断するか、言い換えれば誰から見ての「狂気」か、は常に意識されねばならないであろう。このモデルでは分析者が使う必要上、分析対象の社会の外部にいる分析者が「狂気性」を判断することが暗黙の前提となっている。しかし枠組み内部にいる人々の大部分から見れば、外部者には「狂気」を伴うように見える枠組みであっても、「合理性」を持つと認識されている可能性が高い。なぜなら多数派が合理性を認めなければ、その枠組みは成り立ち得ないからである。ここには、人間にとっての合理性とは何か、合理性をいかに定義するのかという人間性の本質に関わる難問が横たわっており、このモデルはそれを克服するほど精緻化されていない。なお、私が枠組み内部の合理的な政治過程を考える際には、アリソンの「合理的決定モデル」を参考としている（グレーム・アリソン著、宮里政玄訳『決定の本質』中央公論社、1977年、第1章）。しかし政策決定に関するこの古典的研究にも、歴史学者を時に悩ませる合理性の定義についての深い洞察は見られない。
- 10 このような特徴づけはあくまでもここで問題にしている歴史論争に関わる範囲での、大まかなものである。モーリスも批判を受けて思考的枠組みに目を向ける著作を発表しており（Benny Morris, *Righteous Victims*, New York: Vintage Books, 2001 [原著は1999]）、パペの初期の著作はむしろ、枠組み内部の政治過程を国際政治の観点から分析している（Ilan Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict, 1947-1951*, London: I.B.Tauris, 1992.）。
- 11 註5と6に挙げてあるモーリス、パペ、マサルハ、ハーリディーの著作のうち閣議事録を用いているのはモーリスの著書のみであり、同じ1948年前後を扱っていても必ずしも読まれている史料ではないため、この点でも改めて検討する意味がある。
- 12 但し本議事録における削除部分は、建国後の『暫定政府会合議事録』に比べると圧倒的に少ない。
- 13 ユダヤ側の軍事力はハガナー（ヘブライ語で「防衛」。イスラエル国防軍の母体となった、1920年に創設されたユダヤ人自衛組織）と修正主義シオニズム運動の軍事組織であるイルゲン・ツヴァイ・レウミ（ヘブライ語で「民族軍事組織」、本議事録

- では頭文字をとった略称「エツェル」を使用）とそれから分離したレヒ（「イスラエル自由戦士」を意味するヘブライ語「ロハメイ・ヘルート・イスラエル」の頭文字をとった略称）であり、アラブ側の軍事力はパレスチナ・アラブ人の地元民兵、アラブ諸国から侵入した不正規兵、アラブ連盟が組織したアラブ解放軍が中心であったが、アラブ軍団（トランスヨルダン軍）は1948年3月のイギリスとの秘密合意（Walid Khalidi, *All that Remains*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, p.576.）に基づき、委任統治末期に部分的に侵入していた。
- 14 ベツレヘムとヘブロンの間に位置する入植地群。
- 15 以上の括弧内は、数字のみの記載の場合は陥落のおよその時期を示す。Khalidi, *All that Remains*, p.577 に基づく。
- 16 Gabriel Sheffer, *Moshe Sharett*, Oxford: Oxford University Press, 1996, p.313. なお以後の閣議（まだ正式な内閣ではないが）は全てテルアヴィヴで開かれている。
- 17 מפלגת פועלי ארץ ישראל（エレッツ・イスラエル労働者党）の頭文字をとった略称。1930年に設立された社会主義シオニズム政党で、後のイスラエル労働党の母体となった。
- 18 מפלגת הפועלים המאוחדת（統一労働者党）の頭文字をとった略称。アハドウト・ハアヴォダー＝ポアレイ・ツィオン（マパイ内左派であるシーア・ベイトが結成したアハドウト・ハアヴォダー運動と左派ポアレイ・ツィオンが1946年4月に合流した組織）とハショメル・ハツァイル（ヘブライ語で「若き警備員」、オーストリア社会主義の影響を受け、ハキブーツ・ハアルツィ [全国キブーツ運動] を創始した労働シオニズム運動左派の青年運動）が合併して1948年1月に成立した社会主義シオニズム左派の政党。党内の強い左派的な傾向は分裂を生みやすく、内部の構成要素は決して一つに融合することはなかった（*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol. I., Cranbury, NJ: Associated University Presses, 1994, p.44.）。
- 19 シオニズム中道の政党。1961年に自由党となり、ベルンシュタインが名誉総裁となった（*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol. I., pp.193-194.）。
- 20 ヘブライ語の表記に忠実に読むとグリーンボイムであるが、ポーランド出身（1879～1970）でディアスポラでの活動歴が長い（パレスチナへの移住が1933年）ことを考慮し、上記 *Encyclopedia* の表記（Grünbaum）に従う。ロシア領ポーランドのプウォインスクで育ち、ベングリオンと同郷人であった（*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Vol. I., pp.531-532.）。
- 21 レヴィンは途中から政府に加わることが決定された（註22参照）ため、本議事録には名前が出てくるのみで、会合には出席していない（「欠席者」には含まれて

- いない)。
- 22 トーラーを、全ユダヤ教徒を束縛する唯一の法典と見なす政治・宗教運動。東欧・西欧のユダヤ教正統派による対シオニズム統一戦線として1912年にポーランドのカトヴィツェで創始された。建国直前にベングリオンとアグダト・イスラエルの間に、宗教問題における現状維持を必須条件としてアグダト・イスラエルはイスラエル国家を支持するという合意が成立した結果、同党は暫定国家評議会に参加し、次いで初代の連立内閣（1949～1951）にも参加することになった（*New Encyclopedia of Zionism and Israel, Vol.1.*, pp.39-41.）。本議事録でレヴィンが途中から政府に加わるようになったのは、この合意と関係している。
- 23 1902年に創始された宗教シオニズム運動。戦間期に東欧のユダヤ教正統派の移民（開拓労働者）がパレスチナに来住したのに伴い、1922年の春にパレスチナのハポエル・ハミズラヒ（ヘブライ語で「東方の労働者」）組織が設立された。ミズラヒとハポエル・ハミズラヒは別個の組織であるが、シオニズム運動内ではシオニスト会議選挙の際に統一リストを結成するなど、ユダヤ教徒の伝統的価値観を守ることを共通の目標として協力していた（*New Encyclopedia of Zionism and Israel, Vol.2.*, pp.939-942.）。
- 24 キプーツ・エイン・ハロドのメンバーで、アハドウト・ハアヴォダー（註18参照）の指導者であった（Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem, 1947-1949*, p.302.）。
- 25 ヘブライ語の表記に忠実に読むとローゼンブリットであるが、ベルリン出身（1887～1978）でドイツでの活動歴が長い（パレスチナへの移住が1931年）ことを考慮し、上記Encyclopediaの表記（Rosenbluth）に従う。
- 26 進歩党は1948年にローゼンブルートらによって設立され、彼が1961年まで率いていた。1961年に一般シオニスト党と合併して自由党となる（*New Encyclopedia of Zionism and Israel, Vol.2.*, p.1120.）。
- 27 ティベリアス生まれで、18世紀にモロッコからパレスチナに来たスファラディームの家系の出身である（1895～1967）。イギリス委任統治政府が設立した警察に入り、1927年にはテルアヴィヴ警察署長になるなど（*New Encyclopedia of Zionism and Israel, Vol.2.*, p.1192.）、警察畑を歩んだ。
- 28 建国後シトリトは1949年4月まで「少数派問題及び警察担当相」の地位にあった（Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem, 1947-1949*, p.302.）。閣僚ポストの名称は変更されているが、「少数派」がアラブを指すことは経緯から明らかである。しかし1949年3月10日に成立した初代内閣の同ポストは単に「警察相」

という名称で、「少数派」の語が削除されている（*New Encyclopedia of Zionism and Israel, Vol.1.*, p.501）。すなわち警察省の前身は暫定政府の下の「少数派問題及び警察担当省」であったのだが、この経緯そのものと「少数派問題及び警察担当省」の役割は、アラブ問題へのイスラエル政府の基本的態度を考える上で重要である。

- 29 註 23 を参照。
- 30 ニューヨーク州南東部ロング・アイランド西部の村。1946～1951年、安保理本部の所在地。
- 31 Sheffer, *op.cit.*, p.308, p.330 も参考となる。
- 32 *Ibid.*, pp.303-304.
- 33 דוד בן-גוריון, *ימון המלחמה*, כרך א', תל-אביב: משרד הבטחון-ההוצאה לאור, 1982, עמ' 313.
- 34 註 45 を参照。
- 35 Sheffer, *op.cit.*, pp.309-314.
- 36 *Ibid.*, pp.320-321.
- 37 2では本議事録（書誌情報は註 1 参照）のみを用いるため、本文中に [10] のように通し頁数のみを適宜記す。煩雑さを避けるため、頁数の記載は長い閣議の場合と重要な箇所限定する。紙幅の都合上、本議事録の内容を 2 (9) ③までは特記すべき事項の要約の形で（内容の記載がない閣議や審議項目は、事務的な内容が多いなどの理由で要約も割愛した事を意味する）、2 (9) ④以降は重要な議題が多くなるので原則として抄訳で示す。要約では省略箇所は殆ど示していないが、抄訳では原則として短い省略を点線で、長い省略を [省略] の形で示した。また類似の内容ゆえに複数の段落を一段落にまとめた場合、段落の切れ目に [10], [11～12] のように頁数を記した。紙幅の関係で議論の大きな流れに関わる部分を中心に紹介したため、興味深い詳細を割愛せざるを得なかった部分が多々ある事をお断りしたい。
- 38 本議事録では出席者が記されているのみであるが、本稿では誰が議論に加わっていないのかを明確にするために「欠席者」を記す。レヴィンについては註 21 に記した理由により、「欠席者」に含まれていない。
- 39 ヘブライ語で「民族委員会」。イギリス委任統治下のパレスチナにおけるユダヤ人共同体の執行機関。
- 40 重要な文書であるが、紙幅に限られ 3 で重複する箇所もあるため、タイトルのみを掲げ内容を割愛した。なお本稿におけるこの閣議の項目立ては本議事録の通りである。
- 41 本稿におけるこの閣議の項目立ては本議事録の通りではなく、内容を明示するように若干変更を加えている。

- 42 ゴルダ・メイルソンのこと（後にメイルと改名）。1949年にイスラエル初代内閣の労相となる。
- 43 長大であるため、基本的には要点の要約である。分かりやすくするために趣旨を変えない限りで前後をまとめたり、[]中に執筆者の補足を入れた箇所がある（以下[]は全て執筆者による補足）。本文中の下線は原文における強調部分である（下線については以下同様）。
- 44 ヘブライ語で「イスラエルの地」。ここでは委任統治領パレスチナと同義で用いられている（以下同じ）。
- 45 アリヤー（ヘブライ語で「上昇」）はパレスチナへのユダヤ人移住のこと。ユダヤ側は停戦中もアリヤーを継続する事を主張しており、アリヤー問題とは、停戦に際してアリヤーを禁止・制限するか否かという問題を指す。
- 46 この後のマーシャルとの会談は、シェルトクが停戦に同意する事によって国家の即時樹立に反対している、と周囲に思わせる材料となった。懸念したベングリオンはシェルトクが帰国するとすぐに彼に会い、建国宣言に反対しないように説得したとされるが、ベングリオンのこの回想はシェルトクと衝突した後に書かれているため、事実関係としては差し引いて判断しなければならない（Sheffer, *op.cit.*, p.322, p.325.）。
- 47 この一段落は原文の翻訳である。
- 48 ヤディンは1949年に第二代参謀総長となった。
- 49 この点線は原文通りで、省略を示すものではない。段落はここで切れる。
- 50 ハレルは1952年からモサド長官を務めるが、1948年当時はテルアヴィヴ地域の諜報司令官であった。
- 51 الشيخ جراح は東エルサレムの一地区。東西エルサレムの境界に近いため、1948年には同地区をめぐる攻防戦が繰り返された。
- 52 קטמון (アラビア語ではカタムーン قطمون) はエルサレム南中央部の地区。1948年9月17日に国連調停官ベルナドット伯がここで暗殺された。
- 53 マコル・ハイムはエルサレム南西部の地区で、アラブ村の間にあったため1947年12月から長らく包囲されていた。タルピヨートはエルサレム南東部の地区で、1948年戦争では前線となった。
- 54 ヘブライ語で「定住地」もしくは「住民」。パレスチナのユダヤ人社会を指す。
- 55 本稿におけるこの閣議の項目立ては本議事録の通りである。
- 56 רוממה はエルサレム北西部の地区。1948年までユダヤ人とアラブ人が混住していた。

- 57 当時まだエルサレムに領事館を維持して業務を行っていたのはアメリカ・フランス・ベルギーであり (Sheffer, *op.cit.*, p.319), これら三国の領事は無条件の停戦を要求していた (本稿では割愛したが, 本議事録 1948 年 4 月 26 日 [21] を参照)。ベングリオンはこの閣議 (5 月 12 日夕) で, 「3 人の領事の方が国連よりも力がある」と発言している [94]。
- 58 ラトルンはイスラエル中部の戦略上の要衝。テルアヴィヴとエルサレムを結ぶ道路沿いの丘陵地で, 第一次中東戦争の激戦地。
- 59 アル=カスタル (القسطل) はエルサレムの 8km 西のアラブ村。丘の上に十字軍時代の城がある事からこの名がある。高台であるため戦略上の要衝で, 攻防戦の末 1948 年 4 月 8～9 日にパルマッハが掌握し, 村は無人生化した。この戦闘でアラブ解放軍の司令官アブドゥルカーディル・フサイニーが戦死した。
- 60 以下の 5 行はベングリオンの発言ではなくト書き部分であり, 私が内容を要約したものである。
- 61 この部分は長い発言の要約である。
- 62 本稿におけるこの閣議の項目立ては本議事録の通りである。
- 63 英語では *whereas* に相当する。
- 64 この部分の解説は, 140～141 ページを参照。
- 65 「イスラエルの岩」も「イスラエルの贖罪者」も共に「神」の婉曲表現。シャピラは建国宣言の中でこれらの婉曲表現を使う代わりに, 直接的に神に言及する事を望んでいたのである。
- 66 ヘブライ語で「異教徒」の複数形。特にキリスト教徒を指す。
- 67 ヘブライ語で「離散, ディアスポラ」。
- 68 以下同様に, 前節 2 で確認できる事柄については頁数を省略し日付のみを記す。2 で省略されている箇所 (特に引用部分) など, 詳細が必要と思われるものについては頁数を適宜記す。
- 69 「停戦期間中, エレッツ・イスラエルの旧来の統治構造に害を与えたり影響したりする事なく, 現に存在するアラブ人とユダヤ人の当局 (השלטונות または הרשויות) は, これらの当局が現在支配している領域において暫定的な停戦レジームとして機能するだろう, そして彼らはこれらの領域の全住民に対して完全かつ平等な権利を保障するだろう」 [51]。
- 70 シェルトクによると, 最初の草案におけるこの部分は「ユダヤ人当局はエレッツ・イスラエルにおけるユダヤ人の生活を支配する用意を続けるだろう, そしてアラブ人当局はエレッツ・イスラエルにおけるアラブ人の生活を支配する用意を続けるだろ

う」となっており、個人的自治（居住地には関係なく個人の民族的帰属に基づいて行う自治）の概念があるのみであったが、最終的な文面では一定の領域を支配するそれぞれの民族の当局が領土的性格を持つ事が明らかにされていたため、シェルトクはその点を評価したのである [51]。

- 71 マーシャルは第二次大戦後、大統領特使として中国に赴き（1945年）、国共調停に当たったが成功せず帰国した（1947年）。〔『岩波 西洋人名辞典』岩波書店、1981年、1436ページ〕。
- 72 この一段落は、会談についてのシェルトク自身の報告の大意を要約したものである [55～56]。
- 73 この文とその前の一文は私の解釈を示す。「以前から考慮していた選択肢」とは、具体的には、マーシャルとの会談が行われた5月8日の1週間前にシェルトクが建国宣言の戦略的延期を考慮していた事を踏まえる。シェルトクの伝記作者であるシェフェルは、シェルトクがマーシャルとの会談前にこの見解を変えていたとしているが (Sheffer, *op.cit.*, pp.324-325.), 5月12日朝の議事録を見るとシェルトクがこの見解を捨ててきていなかった可能性も否定できない。
- 74 ここでの「彼ら」とは、文脈からするとアラブのみならず国際社会も含んでいると解釈し得る。
- 75 これらの議論にもかかわらず、最終的にイスラエルのアラビア語国名は دولة اسرائيل となった。
- 76 この部分は引用ではなく、ベングリオンのを私が要約したものである。
- 77 「『日本国憲法前文』の役割を果たすものとして理解した」という部分は、日本人読者に分かりやすく説明するために私が付加したアナロジーである。実際に、数百万の人命の犠牲を経て公布された日本国憲法の前文とイスラエル建国宣言（特にシェルトク草案）は、その犠牲を二度と繰り返させないという永久的な決意に基づいて今後の国家を構築していこうとする一種の崇高な「精神」と、それに由来する格調の高さを共にたたえている。
- 78 シェルトクはロシア帝国（現ウクライナ）出身であるが、第一次大戦後にイギリスに留学し西欧的な民主主義の理念を吸収した。
- 79 国連分割決議自体については、建国宣言の最終的な文章の中では「1947年11月29日、国連総会はエレッツ・イスラエルにおけるユダヤ人国家の樹立を求める決議を通過させた。・・・」という形で言及されている。しかしこの決議がパレスチナの「分割」を要求していた事については、全文中どこにも言及されていない。シェルトク案にあった「分割」の語が削除されたのである。国連分割決議を踏まえたシェルト

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）

ク案がベングリオンによって修正された経緯については、稿を改めて論じたい。

- 80 シトリトの報告書は本人がヘブライ語で書いたものであるが [27]、文法的に破格で読みにくい。文章を切れ目なくつないでいくあたりなど、アラビア語の影響を感じさせる独特の文体である。
- 81 ユダヤ人「文民」当局についてはこのように推論できるが、軍（ハガナー）の指示系統は別であることから、軍当局の方針については別途検討されなければならない。
- 82 ユダヤ機関政治局は対外事項を担当し、建国と共にイスラエル外務省に移行。アラブ課は政治局の管轄下にあった。
- 83 パレスチナの分割に関するユダヤ側とアブドゥッラーの合意の内容と、様々な経緯については以下の文献などを参照。Avi Shlaim, *Collusion across the Jordan*, Oxford: Oxford University Press, 1988, pp.124-126; Sheffer, *op.cit.*, pp.280-281.
- 84 エルサレムのムフティー職にあったハーッジ・アミン・フサイニーを指す。
- 85 ここまでの経緯の叙述は、5月12日朝の閣議におけるメイルソンの報告 [40～44] に基づく。
- 86 森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』岩波書店、2002年、第2章などを参照。
- 87 同上書、第4～5章を参照。

An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (1): The Transfer of Power and the Arab Question in *The People's Administration—The Protocols, 18 April to 13 May 1948*

MORI Mariko

This paper gives an introduction to *The People's Administration—The Protocols, 18 April to 13 May 1948*, which is part of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings, and gives a review of its main contents, primarily, the Arab question. It is intended to be a preliminary step toward revisiting the formative years of Israel. The debate over these years among the New Historians has tended to be channeled into a single controversial question—whether there was an Israeli policy of expulsion of the Palestinians or not. This paper is part of an attempt to replace this politically and emotionally charged approach with an unbiased, social-scientific one by re-examining the Cabinet proceedings and putting the Israeli policies toward the Palestinians in the broader context of the cabinet's entire priorities at that time. The detailed review of the protocols brings into relief the controversial issues which would thereafter determine the fate of the Palestine conflict: the Israeli-UN relations, the borders and the name of the state, the return of refugees, and the rights of the Arabs remaining in Israel. The protocols show that in the People's Administration there was a variety of opinions and dissents on Ben-Gurion's policy of rejecting the return of the Arabs. In sum, in the Israeli cabinet on the eve of the First Arab-Israeli War, there existed, contrary to the conventional wisdom of students of the Middle East, sufficient moderate diplomatic realism to block the unanimous adoption of an extreme decision to expel the Palestinians.